

第百五十一回 参議院厚生労働委員会會議録第十五号

平成十三年六月七日(木曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

六月七日

辞任

補欠選任

大島 慶久君
釜本 邦茂君
武見 敬三君
朝日 俊弘君
松崎 俊久君
浜四津敏子君
山本 保君

野間 赳君
海老原義彦君
宮崎 秀樹君
高嶋 良充君
藤井 俊男君
弘友 和夫君
大森 礼子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

中島 真人君

委員

海老原義彦君
大島 慶久君
狩野 安君
釜本 邦茂君
田浦 直君
鶴保 庸介君
野間 赳君
南野知恵子君
宮崎 秀樹君
川橋 幸子君
木俣 佳文君
高嶋 良充君

本日の會議に付した案件

長谷川 清君 藤井 俊男君 大森 礼子君 浜四津敏子君 弘友 和夫君 小池 晃君 大脇 雅子君 西川きよし君 黒岩 秩子君 坂口 力君 松下 忠洋君 若林 正俊君 榎屋 敬悟君 南野知恵子君 田浦 直君 川邊 新君 坂 篤郎君 木村 幸俊君 金井 照久君 今田 寛陸君 辻 哲夫君 富岡 悟君	國務大臣 厚生労働大臣 副大臣 内閣府副大臣 財務副大臣 厚生労働副大臣 大臣政務官 厚生労働大臣政務官 事務局側 常任委員会専門員 政府参考人 内閣府政策統括官 財務大臣官房審議官 国税庁調査査察部長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 厚生労働省年金局長 社会保険庁運営部長	政府参考人 内閣府政策統括官 財務大臣官房審議官 国税庁調査査察部長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 厚生労働省年金局長 社会保険庁運営部長
---	---	--

○政府参考人の出席要求に関する件

○確定給付企業年金法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中島真人君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

まず、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

確定給付企業年金法案の審査のため、本日の委員会に内閣府政策統括官坂篤郎君、財務大臣官房審議官木村幸俊君、国税庁調査査察部長金井照久君、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長今田寛陸君、厚生労働省年金局長辻哲夫君及び社会保険庁運営部長富岡悟君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中島真人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中島真人君) 次に、確定給付企業年金法案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○木俣佳文君 おはようございます。民主党、新緑風会の木俣佳文でございます。

きょうは二時間の長丁場でございますが、大臣、副大臣の方、政務官の方また政府参考人の方々にはよろしくお願い申し上げます。

まず、質問に先立ちまして、代表質問の中でもる御説明とか御答弁もございましたけれども、やはり私自身が年金ということについて非常に切実な不安というのを持っておるわけでございます。

これはたしか総務省の統計だったと思うんですけども、十年前は社会に対する不安というものを大体三五%ぐらい、国民全体の三五%ぐらいが持っていた、ところが今は十年たつて二〇〇〇年ぐらいだと大体倍の七〇%を超えているという、こういう社会の状況でございます。それはひとえに、別に年金のことだけではないと思うんですね。仕事はどうなるかわからない。

私も今三十六歳でございますけれども、私、きょうの朝も、私の大学の同級生たちと勉強会をしてまいりました。彼らも口々にやっぱり言うのは、いつリストラされるかわからないから、おまえの事務所でちょっと雇っていただけないかと。こういう笑えないような、本気でかなり言っているところがあります。私も非常に金銭的に困っておるものですからそうはいかないよと、こんな話をしながらきょうも来たわけでございます。いずれにしても大変な不安の中で、そしてまた不満の中で、今、社会があるということは間違いないのではないかと私は思っております。

そういった意味で、私は今、特に年金を何とかすればすべてがよくなるということではないけれども、しれませんけれども、やはりこれだけスピードを上げて少子高齢化が進んでいく中で、世界一のスピードで進んでいく中で、やはり年金ぐらいいはという声が私の地元の方の後援会の方々からも第一の要望でございます。年金ぐらいいは守ってもらいたいと、あなたを国会議員にさせた理由がないよというところらしいんです。

ところが、事実を述べると、昨年の強行採決の話でございますが、支給は結局五年延びて、一番ひどいのがうちのおやじの年代でして、ことしとにかく六十になるとか六十一になるとか、こういう方々なんです。どうしてしてくれるんだという話になっちゃう。ですから、とにかく年金というのをどう守っていくのかというのが非常に大事だと私は切々に思っております。そういう意味

で、国会議員のひとつ必修事項という思いで私も年金についてこれからも続けて勉強させていただきたいというふうに思っておるわけでございます。

第一問としまして、ちょっと通告にございませぬけれども、さきに質問をいたしました内閣に御質問をさせていただきます。

副大臣いらつしやいますか、内閣総理大臣の諮問機関の経済戦略会議、樋口廣太郎さんが座長だったと思いますが、昨年、答申を出しまして、もちろん内閣は違いますが、総理に諮問されたということでございますが、この扱いはどのようにしておりますでしょうか。

○副大臣(松下忠洋君) 現在、経済財政諮問会議という内閣府の中に設置法できちっと定められた会議の中で、国家が抱えているもろもろの課題について熱心に勉強し議論をしているわけです。内閣の継続性がございまして、政治の継続性がございまして、会議そのものの名称は変わりましたが、新しく今度の経済財政諮問会議の中でやはり同じ国家の抱える課題としてしっかりと議論していくというふうに私はとらえております。

○木俣佳丈君 再度伺いますけれども、経済戦略会議は総理大臣に答申をしたわけですが、これはどのようにしたのか。

○政府参考人(坂篤郎君) 事前に調べていまして、やや大ざっぱなお答えで許していただきたいと思うのですが、経済戦略会議につきましましては、答申といいますが勧告といいますが意見だったか、何かそういう名前のもんですが、それを受けて、政府の方でこれは実行しますとか、これはこれから検討しますとか、あるいはこれは実現のためにはなかなか検討すべき課題が多いですといったような、何といいますが、政府としての取り組み方についての、通常ABCというふうに言っておりますけれども、そういった区分けをいたしております。したがって、盛り込まれたことすべてについてすぐやりますという

ことにはなっていない、そういう区分けに従って取り組むと、こういうことになっているというところでございます。

○木俣佳丈君 そのABCで御記憶にあれば副大臣にもお答えいただきたいんですが、特に基礎年金の部分、一階と言いますけれども、国民年金、基礎年金の部分はどういう答申でございましたか。これはこの間も代表質問で私も質問しました。

○副大臣(松下忠洋君) 竹中大臣とのやりとりの中でお話があったことを私も陪席して聞いておりますので、そのことの繰り返しになるかと思えますけれども、御質問がございまして、そういう問題のやりとりがございました。

竹中大臣のお話では、賦課方式である基礎年金について、税でやるか保険でやるかはどちらもありというのが世界の現実だというようなお話をしておられました。国民の負担意識の問題、それから国庫補助の程度、歴史的な要因等のベストミックスの中で決まる問題であって、どちらでやるかというところは重要な問題ではないと竹中大臣はお話をしておられました。

本質的な問題は、その保険原理の部分と福祉原理の部分、いわゆる若い者が年寄りを支えていくというようないった税方式になろうかと思うんですけれども、そういうような考えに立つて制度そのものを持続可能なものにしていくんだというところを議論していくのが大事だ、こういう話をしておられました。そういうことであると思えます。

○木俣佳丈君 余り揚げ足をとるわけではございませんが、どちらでやるかは重要ではないということをお答えになったんですが、厚生労働大臣、本当にそうでしょうか。この基礎年金、どちらでやるかは余り重要ではないことでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 年金の場合に、基礎年金の場合とそれから厚生年金の場合と両方あると思えますから区別して考えなければならぬというふうに思いますが、現在のいわゆる基礎年金の方

は御承知のとおり保険で三分の二、そして公費負担が三分の一と、こういうふうになつていてるわけでございます。ですから、今お話がございましたように、どちらでいくかということになれば、今は保険が主体で、それを公的なものがカバーをしているということになっております。これを二〇〇四年までに半々まで持っていくということに今合意されているわけでございます。

ですから、社会保険の中で半分、そして国庫負担で半分という、今のところの合意はそういうことになっているというふうな承知をいたしております。

○木俣佳丈君 もう一度、坂口大臣に伺いたいんですが、どのような徴収方法にするかというのは余り関係ございせんすかね。つまり、保険で取る方法なのか、それとも例えばもう一つは国庫負担、一般歳出から出るというのか、または税で取るというのか。そういうやり方というのは余り関係ありませんすかね、この基礎年金について。

○国務大臣(坂口力君) 今おっしゃった御趣旨がどういふことなのか、ちょっとよくわかりにくいのですが……

○木俣佳丈君 保険か税かです。

○国務大臣(坂口力君) 保険か税かということですね。

保険か税かということになります場合に、助けたり助けられたりという相互扶助の世界のところはやはりどちらかといえば私は保険の世界だと思ふんです。しかし、一方的に負担をする、一方的に援助をするという世界はどちらかといえば税の世界だと思ふんです。

ですから私は、この年金というのは、若いときに、若い人たちに掛金をしてもらい、そして高齢者の皆さん方がそれを受けるわけでありまして、賦課方式でいけばですね、そういう形でいけばこれは助けたり助けられたり、その方々が今度が高齢者になりましたら今度はまた出してもらうわけになるわけですから、税か保険かという分け

方からいえば、私はどちらかといえば保険の世界に属する部分だというふうに基本的には思っているわけでございます。

しかし、基礎になる部分につきましては、とにかく半分までは税も応援しようということでございますから、私はそれはそれなりに評価をしていると、こういうことでございます。

○木俣佳丈君 今お話しになりましたように、性善説的というふうな言っているいかもしませんが、先ほど考えた場合に、要はおじいさんやおばあさんを我々世代が助けようという人がみんなない場合には、これは本当に保険方式ということで全く問題ないというふうな思ふんですね。

ただ、今、実際に三分の一の方が何らかの形で払っていないというのが基礎年金の現状でございます。その数が三百何十万人という法外な数になり、ここ数年間で何十万人、九十万人ですが、ふえているというふうな現状を考えたときに、いや、本当にその保険方式が続くのかというふうな考えたなら、そうではないというのが実は経済戦略会議の方針でございました。

経済戦略会議の中では、さきに代表質問の中で述べさせていただきましたように、文言そのものを言えば、「将来的には税方式に移行することが望ましい」と、こういう方向でして、これは単に三分の一がモラルハザードというのか、納めていないというだけではなくて、特に女性の専業主婦と働いている方々、いわゆる三号被保険者と二号被保険者、一号被保険者との女性の中の差が出てしまうということも含めて、要は社会全体が高齢者、高齢化したときに助けていくという方式になるから税方式にしないというふうなこれは専門家たちも言っているんですが、この答申は、統括官、先ほどのABCで言うところの何になるんですか、これは。

○政府参考人(坂篤郎君) 詳しくは厚生労働省さんからお答えいただいた方がよろしいかと思いますが、私の記憶ではたしかCというのか、いわゆる民営化あるいは税方式といった部分につきまして

はC、つまりいろいろ検討を要するという方になつていたように記憶しております。

○木俣佳文君 これは厚生労働省がCとつけたというのですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 私も記憶で恐縮でございますけれども、これは各省に意見が求められまして、各省が意見を言うという形で厚生労働省、当時厚生省であつたと存じますが、Cという御意見を申し上げたと承知しております。

○木俣佳文君 そうしましたら、厚生労働省、局長でも大臣でも副大臣でも結構でございますけれども、では、その経済戦略会議の答申の中で、社会保障の中で年金というのは私は最も大事なものだといふふうに思つておるんですけれども、そのプライオリティーとしては、今の心の中の御判断で結構ですが、大臣、ABCのどれでございますか。

つまり、優先順位で要するにCとついたわけなんです。経済戦略会議の中で答申を出して税方式にした方が望ましいよと、こういうふうについたら、厚生労働省の方でつけたんですか、Cというのは、これは、ちよつと慎重に検討するということですかね、言葉で言う。まずやらないよ、こういう話になつたと。

ただ、私は、社会保障全体の中では年金が幹であるといふふうに教わつております。その中に医療が、そしてまた介護が枝としてあるといふふうに考へておりますが、その幹の部分でCとつけたわけというのは。

それで、今の大臣の思いの中では、年金というのは、要は年金をもう抜本的に変えなきゃいけないのか、いや、そうでもないのか、いやいや、やらないのかと言つたら、ABCのどれでしょうかね。

○国務大臣(坂口力君) そのABCの基準が何かということによつて違いますが、重要性からいふならば、私は委員と同じように年金はAだと思ふんです。重要度からいきましたらA。それをどう変えていくかということの、これが

らの何と申しますか、緊急度と申しますか、そういうことについてABCをつけたらどうなるかというの、これはまた別な話だと思ふんですが、重要度からいふならばA、こういうことでござい

ます。

○木俣佳文君 大変適切なお答えだと思ひます。つまり、政策というのは、大臣今言われましたように、要するに方向性がまず一つあつて、じゃどのぐらいという量的、定量的な把握があつて、そしてタイムリーなタイミングという三つの軸で考えなきゃいけないというのが大臣の今の答えだつたと思ふんですよ。私も全くそのとおりで、一、二番目については大臣はAと言われた。三番目の時間軸のところ、こゝも私はAだといふふうに思ふんですが、大臣、もう一度お答えいただけますか。

○国務大臣(坂口力君) 年金につきましては何度か見直しもしていただいているところでござい

ますが、私は年金につきましていろいろ思つておりますことは、やはり年金の現状につきまして国民の皆さん方によく御理解をいただく、現状についてよく理解をしていただかなければなりません。そのためには、やはり厚生労働省は年金につきましてのデータをできる限りこれは詳細に公開をしなければなりません。そして、よくそれを御理解

いただいて、そして皆さん方のいろいろのお考えを聞くということではなければならぬといふふうに思つております。

そして、やはり年金につきまして大事なことは、現在だけではなくて将来も含めて一番安定したシステムというのは何かということにあるだろうと思ひます。これから高齢化が進んでいく、そして高齢化のスピードや大体高齢化の程度というの、もわかつてゐるわけでありまして、これは計算できるわけでありまして、その中で一番現在も将来も安定したシステムといふのはどういふ形にすべきか、そしてその中で負担と給付をどうするかということだろうといふふうに思つております。

そうした意味で、徐々に改正は加えられておりますけれども、もう一遍私は大きく見直すときが来るといふふうに思つておりますが、それは余り慌て過ぎてもいけませんから、よくその辺のところを国民の皆さん方にも御理解をしていただいて、そしてトータルでこれでもいいかどうかということをもう一遍見直しをする。そのときには三号被保険者の問題も入ってくるでしょう。いろいろな問題も入ってくると思ひますが、それらも含めてやはり御議論をいただくというときがあるのではな

いかといふふうに思つています。そのときに、そのときがいつなのかということ、そこまで私もちよつとわかりませんけれども、できるだけそういう時期のために整理すべきものは整理をして、国民の皆さん方によく理解をしていただけるように我々もデータを整理しなければならぬと思つています。

○木俣佳文君 大臣が言われますように、大きな改革を、特に基礎年金の部分、一階、二階、三階もそうなんですが、今回は三階でございしますが、全部見直さなきゃいけないときが本当に来ると思ふんですよ。

何でかといふと、これはついおとといの夕刊に載つておりましたが、これは朝日新聞ですが「首相は年金セールスマン」と、こう書いてあります。セールスマンなんだと思つて、民間商品より圧倒的にお得だよといふので、恐らくキャンペーンをこれから打たれるんだといふふうに私も推測したんです。やはりこれは本当に早くやらないと、三分の一が結局未納者なんですね、要は払っていないという意味で、免除も含めてなんですよ。これではやはりどうにも立ち行かないという

のが現状だと思ふんです。ですから、要は定性的、定量的、時間というこの三番目の軸のところをなるべくこれは急がなければならぬといふふうに思ひます。

さらに、もう一度松下副大臣に伺いたいでございしますが、竹中大臣は結局経済戦略会議のメンバーであつたんですね。私も樋口さんはちよつと

知つてゐる方で、奥田さんなんか我々が故郷の、我が大学という感じなんですけれども、一生懸命やつぱり御討議されたと思ふんです。仕事の合間合間というのか、仕事をサボつてといふのか。そういうものに対して結局Cという評価になつてしまつたこと、これをどう考えますか。

○副大臣(松下忠洋君) 私、そのABCという中身をよく存じませんが、坂口大臣が先ほどお話しされたことに尽きると、私はそう考へておりますし、今度の経済財政諮問会議の中でも、社会保障制度のあり方、改革については、これは重要な課題の一つとして勉強しております。坂口大臣にも入つていただいて熱心に勉強会、討議が続いておりまして、そういう面での現在の諮問会議における重要な課題の一つで議論されているということ

はしっかりと話し申し上げておきたいと思つておるわけでございます。

○木俣佳文君 聖域なき構造改革ということ、小泉内閣はこう言われておまして、要はだれがリーダーシップをとつて、今、坂口大臣が言われたような安心な、安定な、簡素で公平な、こういう年金をこれからつくつていくかということが肝

だと思ふんですね。そのときに、経済財政諮問会議では、いろいろ出しておりますけれども、例えば、一つは年金給付に課税強化をしなきゃいけない、こういう話がありますね。これは完全にもう決

まつた案ですか。

○副大臣(松下忠洋君) この経済財政諮問会議は六月中にいわゆる経済社会の構造改革についての基本方針、いわゆる骨太の方針と申してありますけれども、それを出すといふことで今ずつと勉強会をしてゐるわけです。いわゆる骨太の方針でありまして、改革の方向性を示していこうといふところまでございまして、制度設計に至るものについてこれは当然厚生労働省、坂口大臣のところではいろいろな議論を深めていきながら決めていくことになつていくといふふうに思つておりますし、その骨太の方針を、方向性を示していくといふところの議論でございまして、そこまで我々は今

まだ中身を議論しているということではありませ

ん。
○木俣佳丈君 いやいや、今話しているのは細かい話じゃなくてめちゃくちゃ骨太な、もうこれ以上骨太にしたら何だかわからないような話になっちゃいますよな。

だから、例えば税方式が経済戦略会議で話されたことを受けてということとをさっき副大臣も言われましたね。これはだからどうなんですか。これは受け入れる方針なんですか、この経済財政諮問会議の方では。

さらに、今の税の話も欧米諸国と比べて、これは塩川大臣だから財務省に聞くべきなのか、財務副大臣、政務官に何うべきなのかわかりませんが、今、高齢者に夫婦二人のモデルだと三百四十万ぐらいから課税がかかっている、ところが給与所得者だと二百二十万からかかる、これでは余りに不公平だからということとで今考えているということなんです。当然これは意見が違っていると思うんですが、なぜならば、例えば経済戦略会議でだつと答申を出された、それを各省に振つたらABCついたということですね。ですから、何もしないで厚生省がとか大蔵省がじゃなくて、リーダーになろうというのが竹中さんなんでしょう。そこは違いますか。

○副大臣(松下忠洋君) 共助の精神に基づく将来にわたり持続可能な制度にしていくというのがやっぱり議論の基本にあると考えているんです。ですから、今お話しのこと、骨太の方針を作成することで今勉強会をさせてもらっておりますけれども、社会保険方式というものを基本としつつも、保険料と公費を適切に組み合わせるということとで持続可能な安心できる制度を構築していくということとで議論を進めていくということになっております。

○木俣佳丈君 リーダーはだれですか、リーダーは内閣総理大臣でありますし、座長は竹中平蔵

大臣が座長としてやっている。そして、坂口厚生労働大臣もそのテーマについて参加していただいて議論をしているということとでございます。

○木俣佳丈君 いや、ですから何度も言いますように、要するにお伺いを全庁に立ててやったらできないから経済財政諮問会議というところでど

んと太いものを出そうということなんでしょう。もう話が出尽くしているわけですよ、言ってみると。もう答申が次々、答申があつて答申があつて、それだつたらもういいじゃないかと僕なんかは思うんですけれども、もう方向性は決まっているわけなんです。坂口大臣がいみじくも先ほど言われたような、やはり抜本的な改革をしていかなければ恐らく年金というのは立ち行かないだろうというのが国民に知れ渡り過ぎちゃつていっていることなんですよ。だから、三分の一が結局やめちゃつていて、そのうちの何割かは何か民間の保険に入っているという、そういう事態なんですよ。

ですから、私は基礎年金というのは本当に大事で、まさにシビルミニマム、生活の基礎的なところを、ベースをつくっていくものだから、やはり税で負担をしていくという方の方針をどんと出されたらどうか。こういう大蔵省が主導のような、課税をがちつとつけていくよ、これからは老人にも高齢者にもというふうなものよりもっと先にあるんじゃないかと思うんですよ。リーダーシップのとり方というのはどういうふうになつていくのかというのがちょっとわからない。

もう一度伺いますが、さっき副大臣は、とり方なんかは余り関係ないんだというふうなお話を言われたと思うんですよ。だけれども、それは重要なことなんです。とり方によってその制度が生きるかどうかということだから、もう一回ちょっと御認識を、よく勉強していただいて、本当にどういう方式でやったらいいかというのが肝のところですから、基礎年金というのは、何でもいいのかないんですよ。何でもいいのかを言っているから、結局三分の一の人たちが払わなくなつちゃっているんですよ、実際に。

ですから、御決意を含めて、リーダーシップのとり方ということも含めてちょっと言つてくださ

いよ。そうじゃなければ屋上屋をつくっているだけじゃないですか。どうですか。

○副大臣(松下忠洋君) 竹中大臣の話されたことをはしよつて御説明申し上げたことになつてい

るんですけれども、当然、経済財政諮問会議の中では、小泉総理大臣のリーダーシップのもとに竹中平蔵大臣が座長として、そしてしっかりと仕切りながら議論を進めていますから、そういう今までの議論の積み重ねの上に立つたしかるべき方向が出ていくというふうに私は認識しております。

○木俣佳丈君 余り議論をしてもあれですが、経済戦略会議の中ではとにかく基礎年金は税方式にしないというふうな打ち出しをしているんですよ。ですから、僕もそう思いますし、我々民主党としても全額税方式をなるべく早く執行していくべきだということに言っているんですよ。その方針で御検討いただきたいというふうに思っています。どうですか。

○副大臣(松下忠洋君) そのことで経済財政諮問会議でも坂口大臣も入つていただいて議論しているんだと思うんですよ。

今の認識では、社会保険方式を基本としつつ、保険料と公費を適切に組み合わせるということとで持続可能な安心できる制度を構築していくということとで今我々は認識しているわけでございます。

○木俣佳丈君 いや、だから、ちょっと伺いたいんですが、まず二つありまして、本気で何とかこれをしようというんだつたら、じゃ松下副大臣、三六%の人が納めていないんですよ。三六%ですよ。これをどうしたらいいと思いますか、そうしたら今の段階で。今までの議論と同じようなことだつたら全然変わらないじゃないですか。これを

変えようというのがまさに戦略会議であつて、経済財政諮問会議ですよ。じゃ、どうしたらいいんですか。

いやいや、坂口大臣にはさつき伺いましたから副大臣で結構です。リーダーシップのとり方です。それから、やっぱり、だから、これ違つてもいいんですよ、今のところは。今のところはですよ。ですから、ちょっとそこを教えてください。

○副大臣(松下忠洋君) 副大臣そのものが会議をリーダーシップして議論しているわけではありませ

んから……
○木俣佳丈君 ですから、きょうは竹中大臣に出

てきてくださいますと僕は言つたんです。
○副大臣(松下忠洋君) ですから、経済財政諮問会議の中での議論の話を今しているわけですから、当然、内閣総理大臣が議長として、私も陪席しておりますけれども、その中で坂口大臣も入つてどういうあり方があるのかということの勉強会をして、そういう中で答えは出ていくというふうに見えているわけですから、そのことをお話し申し上げているわけでございます。
○木俣佳丈君 いや、それはわかりますけれども、そうじゃなくて、僕は、きょうは竹中大臣に出てきてくださいますと、こういうふうな言つたんです。
というのは、よくあるんですが、大臣になると話が違つ方とか忘れる方とか何か最近よくいらつちゃつて、かつたつたら恐ろしくそれで御辞職されちゃう、御辞任されるような話だつたのが、今、結局小泉人気、小泉総理大臣の人気ということ、我々もどうしたらいいものかというふうな手を上げてしまつていっているのが現状なんです。国会の場で記憶をなくしたり前言を翻すような。例えば、それが公職になつたら言葉が違つということはもちろんありますよ。それはあります。しかしながら、竹中さんというのは、我が先輩ではありますけれども、なぜ大臣に民間からなつたかといえ、彼の方針はいいんだと小泉さんが思つたからですよ。ですから、トッパダウ

うんですよ。竹中さんは、しかも総理の諮問機関である戦略会議の中でも、そうだ、基礎年金は税方式でやろうと明確にこう言われた。しかも、あの東京財団の理事長なんですね、彼は。その理事長が出したこんな大きな、見られましたかね、国会議員そしてまた候補者たちが読むべき二十五の提案なんという仰々しい提案をされて、いや、よくまとまってると思いますね、あの中でも明確にそのような話が書いてある。しかし、この間の答弁では全く違う答弁をされているわけなんですよ。

ですから、例えば彼が経済学者というようなことであるならば、経済学者の一番大事なことは考え方なんですよ。考え方を考えるのだったら、じゃ何なんだという話になっちゃうんですよ。そういうのをええ学者というふうには私は思うんですけども。ですから、厳しい言い方かもしれませんが、やはりこれは国民の方を向いた政治を、または内閣をつくっていただきたいので、何度も申し上げますようにそういうことを言っているんです。

いずれにしても、坂口大臣がいみじくも言われたように、抜本改正をしなきゃいけないんだ。そのために、ある意味で今の制度を保持している方々がなかなか自分から言い出しにくいところを経済財政諮問会議で言って、今度の特殊法人の改革でもそうでしょう、結局、PHPの江口さんを初めとして言ってもらって、言われたよということを受けて今度は切っていくわけですよ。いいんじゃないですか、それは。非常にすばらしいと思うんですよ。だったら、基礎年金について、なぜそこを置いておいて、こういうふうにするのかというのがわからない。それだけをぜひ竹中大臣に詳細にお伝えいただきたいと思いますが、いかがですか。

○副大臣(松下忠洋君) きょうの委員のお話は大臣にしっかりと伝えることにいたします。

いずれにしても、この諮問会議では坂口大臣も入っていたいてしっかりとあるべき姿の議論

をしておりますので、それだけを御報告申し上げておきます。

○木俣佳丈君 松下副大臣は御予定がおりなのので、どうぞ。

それから、これは厚生労働大臣に伺いますが、この間の代表質問の中で、給付に必要な費用を二十歳から五十九歳までの全国民で支える仕組みを考えると、未納・未加入の者は全体で見れば五割だということにお答えになつていたんですね。これは何だろうと思うんですね。

つまり、基礎年金のところは基礎年金のところまで完結するべきものであつて、二階部分は二階部分で、若干代行部分がありますから重なる部分もございまして、二階部分は二階部分で完成するものであつて、三階部分は三階部分でというふうにはやはりこれを分離して考えなければいけないと思うんです。

それを、だから、全体の資金の中で考えたら、要は基礎年金でいえば三六%の未納者というものをまぜこぜにして、厚生年金というのには有無を言わさず給料から天引きされるわけでございますから、ここでもなかなか払わないという人がないわけなんです。ですから、ここと一緒にして五%というのは全く論にならないと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) 三割というのは、未加入者、未納者を含めまして三割といふのは一階被保険者でございまして、いわゆる基礎年金全体という意味ではなくて、一階被保険者の三〇%ということでございます。そういう意味で、皆さん方、その中には免除されている皆さん方もおみえでございますし、それから未加入の人もあるし、しかし加入はしているけれども払っていない未納者もいると、こういうことでございまして、その三者を合わせていくと今御指摘のように大体三分の一ぐらいに達してきている。

しかし、免除している人たちはこれはゆえあつて免除しておるわけでありましてこれはちよつ

と横に置かなければならないというふうに思いますが、未納者と未加入者、これを減らさなきゃならないことだけはもう委員の御指摘のとおりであります。

ここがなぜそうなっているのかということをお私たちがもつとよく知らなければいけないと思うんです。国民の皆さん方が、公的年金はやめて、いや、おれはもう私的年金の方がいいよというふうにおっしゃられるその気持ちというのは一体どこから来ているのかということをお私たちはもつと理解しなきゃならないんだらうというふうに思います。我々が思っていることと多分そのおやめになる皆さん方との間には思いにどこかにずれがあるのではないかと私も思っております。そこは皆さんの御意見も十分に聞きながら我々も考えていかなければならないというふうに思っております。

〔委員長退席、理事亀谷博昭君着席〕

全体から見れば五%というふうに言いましたのは、もうこれで破綻するではないかという御質問でありましたから、全体から見れば五%だから破綻するということはありません。このことを申し上げたわけでありまして、一階被保険者の皆さん方の中で未加入あるいは未納者が多いということをお私たちもそれをこのままにしたいとは決して思っておりません。ここはその皆さん方のお気持ちに近づいて、そしてどうするかということをやはり考えていかなければならない。

放置できない問題であるということ、私もそのとおりでございます。

○木俣佳丈君 それでも、いずれにしても、今いみじくも言われましたように、平成十一年の、未納者が十一年三月現在で二百六十五万人となつており、結局、平成八年に比べてということなんです。九十九万人もふえているという数字があるわけでございます。

要するに、減りもしないでどんどんふえているということなんです。これは現段階では何が問題だと思えますか。

○国務大臣(坂口力君) 未加入者と未納者との問題は、先日もあるいは申し上げたかも知れませんが、全部でございせんけれども、特に学生の皆さん方を初めとして二十歳になりますと皆さん方に皆加入してくだされといつて手帳を送りいたしております。そうしますと、その皆さん方は加入者になるわけでありまして、加入者にはなりますけれども、それじゃその皆さん方が払っていたか未納者かという、払っていただけないのですから未納者になるわけでありまして。

今度は加入をしてもらつたんですが、今までは加入者は少なかったんですね、だけれどもそれを、今度はそれを皆加入者になつてもらうことでございまして、未納者が非常にふえた大きな要因の一つになつてくる。ほかにも私は理由があると思ひます。全部が全部ということをお申し上げしているわけではございません。

○木俣佳丈君 いや、これは私が学生のころだったものですからよく覚えていたんですけども、学生の加入の依頼を始めたのは十数年前。やつぱりここでも非常に伺つていてもそこがあると思うのは、つまり、収入がない人たちが、学生は払いなさい、こういうふうになつていて、一方でいわゆる三階被保険者、妻に当たる、妻と言つちやいけなひのか、要するに主たる所得の扶養家族の方です。連れ合いの方は事業者の方が払うようになつていく。主人の方が払うもので代行されて、三階被保険者は結局払わないでいいようになつていく。これは矛盾だと思ひませんか、同じ所得がないんだから。

○副大臣(榎屋敬信君) 委員の話が大分あちらこちらへ飛ぶものですから答弁する方も大変であります。先ほどから委員は、今の一階被保険者あるいは基礎年金の未納、未加入、あるいは免除者も含めて大変に保険料を支払われない方が多い、この実態をどうするか。三割という話もいただきましたけれども。

今、大臣の方からお答えを申し上げたのは、学

生をたまたま例に大臣は引かれましてけれども、一つは加入促進ということで保険証を、これは以前はやっておりませんでしたけれども、全部お送りするということが加入促進を図ってきたわけでありまして、逆にそうしますと、今度はその方がなかなか年金の位置づけといいますか年金の意義を十分御認識ない方もいらっしゃるわけでありまして、あるいはその中には支払いが苦しいということもあるでしょう、ということでも未納者がふえてきた。先ほど、随分前に比べるとふえたではないかという御指摘をいただいたわけでありまして、そこはそういう背景もあるんだということを大臣はお答え申し上げたわけでありまして。

それに対して、委員の方からは、学生ということ三号被保険者、サラリーマンの妻の問題もあるではないか、これはどうだと、こういうふうにもまた御指摘をいただいたわけでありまして、これも違う論点では、確かに女性の年金という問題では私はこれは議論をしなきゃならぬテーマだということに思っておりますが、ただ学生の国民年金と今のサラリーマンの妻の問題は、これはまた議論を始めるのと長くなりますが、違う観点があるんだらうというふうに思っております。

いずれにしても、大臣も申し上げましたけれども、基礎年金、三〇％と見るか五％と見るか、委員は先ほどから基礎年金という言い方をされて免除者も含めて三〇パーと言われるわけで、これは私なんかが見たり横で聞いておりました、これが議事録になり多くの国民の皆さんに伝わると、基礎年金の三〇％の方が払っていない、負担をしていないというふうに理解をされると、これは逆に言うと、正直そうではありませんと、基礎年金全体というこの枠組みがあるわけでありましてから、その中で冷静に考えてみると五％ということもこれまた事実であります。

一つは、大臣も先ほどから言っておりますのは、やはり年金に対する信頼感、特に若い方の信頼感について、私ども、厚生労働省として今日まで余り本気で取り組んでこなかったということも

これは真摯に反省をしなきゃならぬというふうに思っております。先ほど、保険証を送り届けるというふうなことだけでなく、もつと省を挙げPRに努めなければならぬ。やはり年金は何といましても不確実な、そして遠い将来の老後を本当に確実に保障できる我が国の唯一の私は合理的なシステムである、仕組みであるということをもつと声を大に国民の皆さんに御理解いただくように我々は頑張らなきゃならぬと。これは、委員の御指摘を踏まえて本当に反省をしなきゃならぬことだらうというふうには思っております。

恐らく大臣はそんな気持ちで答弁をさせていただいたと思います。

○木俣佳丈君 済みません。言葉足らずだったかもしれませんが、一号被保険者のうちの三六％でございまして。

実際、今私も改めて年金手帳を見まして、紆余曲折の人生だものですからいろいろ、二号被保険者だったときは何年かあるのかなとか自分ではじこつか、またはちよつと厚生労働省の方にはじてもらおうかなというふうに思ったんですけれども、結局、去年の制度の我々は改善と言っております。とにかくもらいが少なくなるといふことでありますから改善だと思っておりますが、今もらっている人から比べますと大体一千百万から二百万減額が余儀なくされるわけでございまして。

どうなんでしょうかね、今私がふと思ったのは、三十歳、三十五歳、このぐらいの者が、これは局長にちよつと伺いたいですけれども、今から一万三千円こつ払って、もちろんこれとんどん上がっていくでしょうけれども、実質の経済成長率を、どうでしょうかね、今からだと二十五年間平均してどうでしょうかね、一％ぐらいに考えるんでしょかね、大蔵省の計算みたいにならぬな計算はされないと思うんですが、大体一％なんでしょうね、二十年間というのは、物価上昇というのも大体経済成長と同じぐらいいかそれ以下、〇・五ぐらい消費者物価指数が上がっていくというふうな、こういった経済の状況の中で、私は割

引現在価値として考えた場合に実際に得するんですか損するんですか。局長。

○政府参考人(辻哲夫君) 今三十歳ないし三十五歳という御指摘がございましたが、まずもちまして二十歳から六十歳という四十年間で六十五歳以降の年金を受けるという仕組みでございますので、ある意味じゃもうとうとこのことを考えますと、二十歳から見れば四十五年後、それで大体平均的に十五年ぐらい余命がございしますので、長生きするのは六十年後、場合によってはもつと長生きするわけですが、大体基本的には私どもは四十五年後から六十年後ぐらいを考えなくちゃいけないと、こういうふうな考えて、その将来をどう見るかでございます。

確かに、今のような経済がずっと続くということもあるかもしれません。しかしながら、過去の歴史を見れば経済の循環というのは数十年単位で必ず起こっております、将来のそのときにどうなっているかというのには実はだれにも責任を持つて予測はできないし、その結果責任は問えないと。したがって、いわば納めたものが戻ってくるという計算でやっても、もしそのときに経済の変動があつたら実は年金制度は頼りにならなくというふうな制度でございまして。

しかし、あえて損か得かという話をしますと、そういう金利とか年金改定率を入れたらあやうな想定がありますのでできないということ、元本ベースといえますか十一年度価格だけで比較させていただきますと、現在の六万七千円という基礎年金は六十五歳から大体十五・五年間平均的な余命がございまして、千二百四十七万円になります。それに對しまして、現在二十歳の方、相当俗っぽく言うとお合はれとおっしゃっている世代になりますけれども、この方が今一万三千円からずっと今の保険料の予定で上がってまいります階段を全部納めますと、四十年間で、これが千三十六万になります。したがって、もうらう額の方が出す額よりも多いということになります。

今生まれる方ともつと将来の人はもつと割を食うというふうによく言われますが、二〇〇一年生まれ、こし生まれの人、この方でも今の保険料の階段ですつと納めていたで、二十歳から納めていたで千二百四十万でございまして、やはりもうらうものよりも出す額が少ない。

一方におきまして、国庫負担率を二分の一に引き上げると、二〇〇四年までに引き上げるといふことでございまして、引き上げられましたときには、今の生まれる方によく言われますのは、一番割を食うんじゃないかと言われる現存する若い方々でも出す額が八百八十八万になるといふことで、一般的には私ども、年金というのは世代と世代の助け合いですので、親孝行するのに損だ得だと言ふことはいかがかと思いましたが、やはり損だと言ふ話が非常に横行しておりますので、このようない事実関係もこれから示してまいりたいと考えております。

○木俣佳丈君 払う額ともらう額といふのをまさに時間軸で変えて考えているものから、今、局長が言われたようになるんですけれども、まず幾つかあると思うんですね。

物価は上昇していくという要因がある。それから、もし一千万円今あるならばということという将来価値といふのは全然違う。だから、さつき言いましたように千二百四十七万円、十五・五年というのは将来の額でありますから、現在価値に直して要は考える必要があるんです。

ですから、そこで結局損か得かというのを単純に将来の二十、私でいうと三十年後ですか、の額で、そこからもらうのがこれだけで、今払うのがこれだけよという、こういうのはちよつと考えるとこれは違つてしまふというふうには私は思いますが、どうでしょう。

○政府参考人(辻哲夫君) 私が今申し上げましたのは実はどちらも十一年度価格でございまして、したがって、将来それを比較するときには物価が上がるといふのと、年金自身の関係で申しますと、一つは年金が将来に向けてどれだけ改定され

るかということとをまず計算して比較しなくちゃいけないと思うんです。

これは、まず年金そのものは五年に一回の再計算で現役世代の生活水準の上昇を勘案いたします。したがって、物価以上に生活水準が上がるのは通常でございますが、物価以上の改定というものを、通常、年金の場合は行うことを想定いたしております。したがって、もう一方もふえと。一方、じゃ出すものについてはどうかといいますと、保険では運用されるわけですが、運用する場合にも利子がどれくらいかということになつてくる。ということで、年金改定率と利子というものをそれぞれに勘案して比較するということが必要になると思います。

私もどなたかしましては、四十五年後から六十年後の長期のものについて、恐らく経済の実情でもそれを想定して比較してそれでいい悪いといったことは一般的には行えないんじゃないかということ、逆にそういうようなことを仮定計算で行つて損得だと言ふのはかえつて混乱が起るんじゃないかということ、十一年度価格で今説明申し上げました。

○木俣佳丈君 確かに政府自体、要は我が国の政府自体の経済モデルが物すごいいいかげんですから、ですからそれは局長言われるように物すごい難しいと思うんです。それはよくわかります。

これから細かな話はいろいろまた勉強させていただきますけれども、いづれにしても、今不安が事実としてあるというのをどうしていかなければいけないのかというのが非常に大きな問題で、基礎年金ばかりやっていますと本論の確定給付企業年金がお粗末になりますので、ちょっと飛びまして、いよいよ企業年金法の関係に入っていきたいと思ひます。

私がいよいよ勉強させていただきます、企業年金 三階建ての三階というふうによく言いますけれども、一階、二階、三階とそれぞれ年金には性格があるというふうに私も伺ひ、勉強させていただきます。三階部分というのは言ってみると

ある種のお小遣的なものでもあるのかなと。お小遣いというところがある意味でいうとリゾー的なところでもあるのかなというように僕なんかは印象がしておるわけでございますけれども、さて、その企業年金というのが、これは衆議院の方でも我が党の議員たちがいろいろ性格について御質問を坂口大臣にしましただけけれども、企業年金というのは性格としては年金なのか、退職金なのか、退職金というのは賃金の後払いということでございますけれども、賃金の後払いなのか。これはどちらでございますか、大臣。

○国務大臣(坂口力君) これはなかなか難しいところでございます。歴史的な経緯からいへば、やはり退職金の延長線上で生まれてきたということも事実でございますが、しかし現在皆さん方に御提示をいたしておりますこの企業年金というのは、退職金というものを中心にして考えているわけではございませんで、やはり年金という立場で将来のゆとりある生活をしていただくという、そういう立場での年金をどう構成を構築するかという立場で今やっております。

〔理事亀谷博昭君退席、委員長着席〕

しかし、退職金と全然関係ないかということになれば、それは関係のあるものもあると思ひます。これは労使の関係によつていろいろ違ふというふうには思ひますが、退職金は退職金としてこれは支払いをするということにした上で、企業年金は企業年金でやりますよということもあるんです。もしやうし、あるいは退職金を企業年金の形でやりますよということもあるいは生まれてくるのかもしれない。それはかなりバラエティーに富んでいるというふうな今思つております。

○木俣佳丈君 厚生省の方からいただいた資料では、年金制度として出発したことは事実であるが、その多くが退職一時金の一部を切りかえる形で実施されてきた経緯を有しているというので、副大臣または局長、または大臣、よろしいですか、

それで。
○政府参考人(辻哲夫君) 仰せのとおりでございます。

○木俣佳丈君 それは厚生省の方からいただきましたから、まあそれでしようね。

ですから、要は退職金の一部を切りかえる形でその多くが発展したということは大臣間違ひありませんね。これ、ちょっと確認したいんですが、○国務大臣(坂口力君) それはそういう歴史的経過だと思ひます。

○木俣佳丈君 ここが本当に定年でして、これがないとすべての議論がすくあまいまいになつてしまふというふうには私は衆議院の議事録を見ていて思ひました。そこだけちょっと押さえてとして初めに伺ひたい、そういうふうな思つたんです。

あと、私がいろいろこのところで自分なりに戦後の日本というのをちよつと考へて、この企業年金というのは、お小遣いというのはさつきちよつと間違つた言い方で、より豊かな契約において取るわけですから、退職金であるうがそれを横断した年金であるうがこれはもう契約でございますから、そういうお小遣いみたいなものではないことはもう一回確認したいんですけれども、つまり契約で、企業との一つの協約の中で実施されるものだと思います。

いづれにしても、これは、何で日本はボーナスがあり、退職金があるのかなと改めて思つたんです。退職金というのはこういうことではないかというふうな思つたんです。これは、企業が賃金をそのときそのときに今払つていくとなれば、結局過大な負担がそこに、要は労働分配率ですね、負担がかかつてしまふから、そして経済がどんどん成長する中で再投資をどんどんしなければいけない。ですから、分配率からしたら投資の方に向かわせてほしいと。労働組合側と話をして、結局、最終的なところでつじつま合わせをするからよろしく頼むねというのが私は企業側の論理ではなかったかなと。

制度というのは、終身雇用、年功序列賃金体系、労使一体のあり方、これの決定版みたいなものだと私は考えました。それはなぜかというならば、右肩上がりであるやればどんどんもうかるんだ、こういう時代だったから、労使で考へて、退職金でもいいよ、そのかわりしつかり約束してくださいよ、これが退職金の姿であつたと思うんです。

それをさらに横にばたんと倒していくいわゆる企業年金というのは何かといえば、つまり、退職金をもらふ時期になつても、もちろんこれはあるそうですね、選択制で一括ではんともらえる場合もあるし、いや、これは年金でちよつだいよという場合と、選択できるそうですね。ですから、別に義務ではございませんけれども、横倒しするということは、さらにそれを延ばしていくということになるわけですね。

これは実は、右肩上がりの経済の中では極めて企業に有利。だから投資をどんどんやるわけですね。だから現在価値が、もちろんそれは投資が生み出す生産余剰、つまり付加価値と金利と考えた場合に、余剰の方が、生産付加価値の方が高かつたんですね。ですからそういう意味で退職金にずらしていき、それをまた倒していくというのはまさに戦後の経済成長の礎だつたということをおもうんですけれども、大臣、どんなふうにお思ひますか。

○副大臣(榎屋敬信君) 委員の戦後を振り返つた今のお話を伺つておりました大臣は腕を組んでおりますから、まず私が。

委員のおっしゃつたことは、私は一つの見方としてはまさにそのとおりだろうなというふうには思ひます。なおかつ、そうした状況が今大きく変わつてきておるといふ状況の中で、新しい労使の協議による新しい仕組みというものも考えなければならぬ時代が今来ている、その必要性も今あるのかなと、そんなふうには感じながら聞かせていただきました。

○木俣佳丈君 大臣、何かありますか。

○国務大臣(坂口力君) 私は退職金をもらったことがないものですから、今のお考えが果たしてどうなのかというところはよくわかりませんが、企業の論理というところから委員はそういうふうにごらんになっているらうというふうに思います。

しかし、この退職金制度というのは、ふだんのいわゆる勤労に対する報酬、それだけではなくて、日本の終身雇用制度の中で長い間やはり勤めてもらった、長い間お勤めいただいたてありがとう、私は退職金というものがそういう意味を込めての意味合いというものがあつたことも事実ではないかというふうに思います。

ただ、これから長く勤めるということがだんだんなくなっていくかもしれないという、こういう中であつて、果たしてそれがどうなっていくか。そういう中で考えますと、こうした年金制度の要求があるというの、それは今までのような、そうした方に長く勤めて退職金をもらうというのではなくて、そんなに長くは勤めないからもうその都度その都度年金にしてもらつて、そしてやめてもそれが自分について回るようになればその方がいいと、こういうふうにも思われる方も出てくるのではないかと、そんなふうにも思っています。

○副大臣(梶屋敬悟君) お話を伺いながら、私ももう一点。

先ほどの委員のお話の中で、ひとつ委員、この点はどうでしょうか。先ほど事業主にとって非常に右肩上がりの経済の中で有利な形ではないかという話もありましたけれども、考えてみれば、年金というのはやはり事業主負担が必ずあるわけでして、事業主負担はずっとおやめになる前からブルをしていくわけでありまして、むしろ退職前に事業主が投資をするという形で、そして先の形へ備えるということも一つ、今までの英知の中で生まれてきた制度ではないかと、こんなふうにも思っております。

○木俣佳丈君 いや、もつとも、そうだと思うんですね。だけれども、その率というのか、今だと

一七・三五でしたか、あの率が労使折半。これは厚生年金か、失礼。企業年金の話ですからそこではございませんが、その率が問題というのか、どうだったのかなというふうにならうと私、定性的に思つたんですね。

いずれにしても、今、大臣言われたように、長い間勤めてもらつて本当にありがたうというふうな気持ち、これは本当に日本の物すごい大事な文化だつたと思うんです。企業文化なんという言葉がございました。しかし、どうでしょうか。今、企業文化なんという言葉を企業というのには非常に減つてきました。働く期間も非常に短くなつて、一つのところで。転職ということも考えて、次に来るであろう確定拠出の年金とあわせて企業年金をもう少し整理統合しなければいけないというふうな話が出てきたと思うんです。

そういう中で、先ほどおっしゃられたように、賃金の後払い、または退職金の一部を切りかえる形で実施されてきたということであるならば、これはやはりある意味で支払う義務があるというふうにも思ふんですけれども、その支払う義務については、大臣、どのようにお考えになりますか。企業年金についてですね。

○政府参考人(辻哲夫君) 基本的な、制度的な議論の方を先に説明させていただきたいと思ひますけれども、そもそも申しますと恐縮でございますけれども、退職金の性格としては、賃金の後払いという議論もございまして、むしろ在職中の功労に対する報償だという側面もあるということ、まずもって賃金の後払いという形で制度的に私どもいわば規定をいたしまして、その制度論的に規定したものを年金に移しかえたという形で、まず企業年金は制度的にはとらえておりません。

しかしながら、一方において確定給付企業年金、適格退職年金は税制上に根拠を置いたものでございまして、いわゆる法律に基づく権利関係というのにはございせんが、このたび御審議いただいております確定給付企業年金につきましては、

この法律に基づいて行われる給付につきまして、今言いました制度の性格はともかくといたしまして、退職金の性格との関係は別といたしまして、この制度としては事業主に給付義務が生じるという構成になっております。したがひまして、それを要する際には、また労使の合意によつてそれを要するといふことが必要であるといふこととでございます。

○木俣佳丈君 ちょっと伺いたいんですが、今の支払い義務という発想と支払い保証という発想の違いというのは何ですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 支払い義務は、いわば民法的にその義務が固定されるということとございしますが、支払い保証は民法的に固定された支払い義務を、いわば本当に払い切れるかどうかといふことは、これは通常の法律に根拠を置くといふことは、その根本は私的年金の制度を法律で枠組みづけていくということとございまして、企業の民法上の義務といふことになりまして、一言で言へば払えなければその分は穴になつてあつて、もちろん民法上の問題として請求をすれば訴訟で追及できるわけですが、それにしても払えないときにはそこで穴があくといふのは、通常の債権債務関係と同じでございます。

○木俣佳丈君 我々がかなり固執してきましたこの支払い保証の点なんですけれども、今のお話だとよくわからないので、義務とその保証の違いといふのをもうちょっと明確に言つていただきたいと思います。

○政府参考人(辻哲夫君) 申しましたように、今義務がありまして、その義務を保証するという意味では、今申しましたように民法上拠出責任を負う企業、通常、企業年金は企業が拠出を行います。労使の合意によつて従業員も拠出する場合がございます。基本的には企業は拠出でございます。その拠出義務を負う企業に民法上追及できるという形になっているわけですが、ただ保証となりますとある範囲内でしか払えない。その場合に、まさしく公的な制度で私的年金を

補完するという意味で、例えばアメリカでは公社をつくりまして、私的年金を実施する企業にいわば相互扶助、保険システムをつくつてもらひ、その保険システムのもとで、個別企業では払い切れないものをその保険システムで保証するといふような枠組みが枠組みとしては考えられるわけでございますが、今回の法案には、そのような支払い保証といふのをそのような意味でとらえるといふれば、その制度は入つておりません。

○木俣佳丈君 大変複雑な義務と保証、こんなに違うものかなという感じがするんですが、支払い保証、そういう何かバックアップ機関というのがあるかないかという差ですか、簡単に言うとう。

○政府参考人(辻哲夫君) 支払い保証という言葉そのものをどう定義するかといふこととございしますが、一般的には私ども、企業年金において支払い保証制度といふふうには言ひますときには、今申しましたような枠組みが一般的な枠組みであると考えております。

○木俣佳丈君 大臣に伺いたいんですが、これは附則の第六条ですか、にございまして、そのの見直しといふのは当然その支払い保証制度なども入るといふことでよろしうございせんか。これは金田誠一議員のお答えを再度ちょっと確認したいんですけれども。

○国務大臣(坂口力君) この支払い保証制度につきましては、これは今まで関係者でいろいろと御議論をさせていただいてきたところでございまして、正直なところ、合意を得ることができず今日を迎えたわけでございまして。これは、ぜひこゝは合意を本当にしたいだきかたつたわけでございまして、なかなかそこまで参りませんでした。これから合意を得られるように我々としては努力をしていきたいというふうにも思つておりますし、今御指摘のような方向で私たちもやつていきたいと思つております。

○木俣佳丈君 小泉総理がさきの代表質問の中でも、要は自分の改革を邪魔する人たちはみんな邪

魔者なんだと、党内であらうがなからうが、こういう話がありました。この場合、邪魔者というのとはなですか。

○国務大臣(坂口力君) 合意がなかなか得られなかった、それはやはり経営者の側の皆さん方からの合意が得られなかったということは事実でございます。

○木俣佳丈君 これは大臣御自身だとのように思われますか。やはり私、論理からして、先ほどから企業年金は退職金の一部の方が多いということ、それから賃金の後払い的性格だというのは法案には明記されておられません。アメリカのERISA法というのは、あちらには基本的にはそれが明記されているらしいんですけれども、だからこそ、それが論拠となつて支払い保証制度というのがあるんだという、こういう論法なんです。が、今のお話だと、義務はあるけれども保証はないよみたいな話になつていまして、どうもすっきりしないところがあるんですね。ですから、やはりこの支払い保証制度というものも入れるべきだと思ひになりますか、そういう論理でいうと。どうですか。

○副大臣(梶屋敬悟君) 先ほどの委員のお話は、一つはやはり今回新たに三階の部分の企業年金、これを整理する、この機会により完全なものを作るべきではないかと。

そういう意味では、先ほどから議論が出ております義務と保証という観点での議論をしていただいております。もちろん義務というのは、私は年金のこの義務というのはまさに債権でありまして、言葉をかえればまさに積立義務といひます。か、ちゃんと将来にわたつて年金を支給できる、その積み立てをしておく義務が年金を運営する者にはあるわけでありまして、そういう意味では、今回新たに整理をするこの三階部分の整理は、今審議をいただいております確定給付と、それから今後御議論いただきたい確定拠出、さまざまな形を今検討しているわけですが、その中でとりあえず今回の確定給付については、今までも委

員御承知のように積み立て不足がさまざまに論じられてきて、言われてきて、大きな問題になつていられるわけでありまして、ぜひそこを整理したいということでも我々はこの法案を用意したわけであります。

そうした中で税制適格年金、これは今まで、積立義務については税制の制度でありますから我々の制度でこの義務を課するということができなかったというところもあつたわけでありまして、そうした意味で、積立義務がないグループと、あるいはこれまで積立義務がきちつと課せられていた厚生年金基金からの移行グループ、そうした形があるわけで、それを今回整理するわけでありまして、ここは保証制度があれば確かに一番私たちがいいと思つておりますが、そういう積み立て不足の現状があるということもこれもまた事実でありまして、今直ちにこの整理をする中で、じゃ厚生年金基金のように任意の支払い保証制度を全員で合意してやろうということにはなかなか合意が至らなかったということでありまして、先ほど御指摘もいただきましたが、ぜひとも次の研究課題、検討課題ということで整理をさせていただいておる次第でございます。

○木俣佳丈君 副大臣は整理という言葉は何度も何度も使われるんですが、整理をするというよりまた煩雑になつたという感じがちつと私は個人的に思ひました。というのは、なぜならば、適年は十年で廃止の方向ということなんです。これは税の話で後でちつと御質問をさせていただきましますけれども、これも非常に問題が多い。

今度、給付が基金型、規約型、これ二つできると。そして、拠出ができ、厚生年金があると。要するにもう何かいろいろ制度があるねと、こういうような感じになつてきた。やはり企業年金、一階でも二階でも三階でも、何度も申しますように簡素というのが非常に大事である、そして公平で安心で安定である、こういう四つの大原則がある中で非常に煩雑になつたと私は思つております。そこで、支払い保証について、義務はあるけれ

ども保証制度はないよと、こういう中で過ぎるわけでございますが、モラルハザード等々が起るのが怖いんだ、積み立て不足を放置するようなモラルハザードを招くんじゃないかという議論がある、このように大臣もお話しになつていらつしやるんですが、大臣、これ実際に諸外国でもございまして、モラルハザードの例というのは。○政府参考人(辻哲夫君) 諸外国の事実関係でございますので、こちらでまず御説明を申し上げたいと思ひます。

私も、諸外国の資料を正確には確保できておりませんが、アメリカの仕組みは比較的情報がおりますので御説明いたしますと、アメリカの今申しました支払い保証制度におきましては、これまでの改正を踏まえて、現時点では収支相償つて積立金を持つた形で運用されていまして、したがつて、少なくとも言えますことは、モラルハザードが頻発をして財政が苦しいという状態に現時点ではないというふうには認識いたしております。

○木俣佳丈君 今お答えになりましたように、ないんですよ、基本的に。ない中で、今、大臣がちつとと言われましたように、この改革の足を引つ張るのは企業側なんだと、こういうふうになつたんですが、なぜ企業側は、これは推測でございますが反対をするんでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 事実関係という意味で申し上げたいと思ひますけれども、我が国の場合、副大臣からもお話しございましたが、厚生年金基金の方はこれまで積立義務をかけた、そして皆がある程度積立義務を守つて安定しておると。一方、適格退職年金はそれがなかったものですから、企業によりましては相当大きな積み立て不足が放置されております。

この支払い保証制度は、あくまでもいわゆる保険制度でございます。あらかじめ拠出金を出して、そのプールしたもので倒れたものを保証するということですので、いわば保険が成り立つ基礎としての安定性が要ると。それにつきまして、この二つのグループは非常に大きな格差がありま

して、いわば基盤形成の合意が得られないという客観的事実と申しますか、嫌だ嫌でないという以前に、基盤形成の途上にあるといひますか、したがいまして、まず適格退職年金の方の積み立て不足を解消して保険制度として合理性を持つ基盤というものが整備されなければ、アメリカの例を直ちに日本に持ち込むということは困難であると私も事務的に判断いたしました。

○木俣佳丈君 これは制度の話、骨の太いところでございますので大臣にお答えになつていただきたいんですが、今、局長が言われたように、事実として適年の積み立て不足がそれほどあると。しかし、これ一千万人ですが、加入者がいらつしやるということでありまして、この問題点はまた後で御質問しますが、しかし、これを放置してきて、さらに十年間という長い間また放置することについてはどのように御感想をお持ちですか。

○国務大臣(坂口力君) 放置するといひますよりも、これから十年間は、その今まで放置された分を取り返していただく、整理をしていただく、そして正常な形にしたいといたしたための修復期間としてとらせていただいたわけでありまして、これから十年間、このままでまたほつておいていいですよといふことを言っているわけでもないことはもう委員も御承知のとおりでございます。

○木俣佳丈君 それはそうだと思うんですが、では、そうしますと、積み立て不足がある適年を移行させるわけですね。移行させるといふかなくしちゃうところがあるかなんかあるんじゃないかと懸念があるんですね。なくしちゃう場合には約束があるのかということですよ、まず。それから、積み立て不足があつては移行させるのかというのと二つ議論があると思ひますが、前者の方、どうですか。積み立て不足がそれだけ大きい場合に、そのままやめてしまった場合に、結果、どのように勤労者はそれに対して対応できるんですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 適格退職年金につきましては、まず十年間の経過措置を設けておるわけでございますが、厚生年金基金、既に積立義務のある厚生年金基金につきましても、支払いを行うというものについては非常に長期的にゆとりゆつくり払いますので、したがって積み立て不足の解消といえますのも大体三年から二十年間ぐらいかかるということでも、もともとゆとり不足を解消すると。しかも、その不足を解消することについてさらに十年間の経過措置を設けてまして最長三十年間ぐらいかかる。

私どもとしては、適格退職年金から何とか、従業員のためにそれを努力して、三十年ありますので移行してきていただきたいというふうにして、基本的にはそういうことで可能であると考えておりますが、正直言いますと、ぎりぎりの話、それどころでないというのを労使が判断されましたときは、一つは確定拠出年金に移行できますことと、それから中小企業退職金共済制度、これに移行できるということをこの制度の中に盛り込んでおります。

○木俣佳丈君 いや、じゃ例えばやめますといった場合に、拠出の方に移行する場合にでも、積み立て不足についてはどんなふうになりますか。

○政府参考人(辻哲夫君) 積み立て不足を持ったという不透明な形で移行するというのは、これはいづれにしろ権利関係がよろしくございませんので、まず移行する前提としては、積み立て不足がない、確定拠出年金に移行する前提はないということでございます。ないというところは、具体的には、給付水準を労使合意によりまして引き下げて、積み立て不足のない状態にして移行させるということを前提にいたしております。

○木俣佳丈君 違う。だからやめちゃうということ。
○政府参考人(辻哲夫君) やめた場合は、ですから私どもはやめなくていいように仕組みをつくっておりますが、あえてそこでやめるという判断をされましたときには一時金で処理されるというの

が通常でありますのと、それから適格退職年金の場合は生命保険との関係では特約がございまして、集団としては退職年金をやめても個人の年金契約に移りかわるという特約がございまして、そういう形でおやめになったときは個人契約に乗り移れば年金として継続できるという仕組みはございます。

○木俣佳丈君 ちょっと細かいところなんですけれども、私も中小企業政策をずっとやっているものですからここはポイントだと思っておりますけれども、そうすると、適年はもうだめだからやめましょうと、労使合意でこうなつたとしますよね。経営者の意向で大体決まっちゃうんですけれどもね。結局、経営者がそういうふうに向意を出してやめるといふように言った場合には、今言われたように、要は一括で積み立て不足も含めて一時金としてそこで清算される場合には、その裏打ちになるようなまた保険がかかっているということですか、適年には。

○政府参考人(辻哲夫君) 仮に解散するときにはその範囲内で一時金として支払うというのがルールでございますから、その範囲内で払われる不足があれば、不足のあるありのままの状態ですす。一時金、これを今度生命保険の契約に移しかえまして、それを生命保険の年金給付として維持していく、こういう意味でございます。

○木俣佳丈君 そうすると、まず一つ目は、解散しますと、一時金でもらう場合にも、本当はもつとあるはずなのに、労働協約の中で何かかわりませんが、積み立て不足がある中で、結局そこで清算を強制的にするということですね、基本的には。それで、それを移行させる場合には、その積み立て不足の部分は穴埋めして移行するということではないんですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 強制的に適年をやめさせるということは制度としては考えておりませんが、結局、適格退職年金というのは、もともと年金と一時金が選択できるという仕組みのものでござ

いましたので、廃止をいたしますと、その段階で選択肢としては一時金しかなくなるという意味でありますこと。それから、これは解散を前提にしてこの制度が仕組まれているのではなくて、その時点でむしろ退職金としての色彩というものが適格退職年金は大変強い面が正直ございまして、税制上優遇を受けるためにはどうしても年金という仕組みでなければ受けられません。そのような意味では、中小企業退職金共済制度というのはもう退職金として非常に安定した制度でございまして、そのような形で引き継がれて、安定的な推移ができるように仕組んでいくということ、どうしようもなくなくなつて皆が全く納得できないで廃止になつてしまふということが起こるとは考えておりません。

○木俣佳丈君 ちょっと私はなかなか理解ができなくてわからないんですけれども、積み立て不足がかなりあると。積み立て不足というのは、将来、この時点からこの人が、どういうふうに向意のいいのかな、いづれにしても現時点で積み立て不足がこれだけありますよと。つまり、現在本当はこれだけ積み立てていなければならぬものがそれだけないよというのが積み立て不足ですよ、基本的には。違いますか。そうですね。

ならば、要はその部分を穴埋めして例えば一時金ということで払うのならいいんですけれども、その部分をそのままにしながら、不足をそのままにしながら一時金で払うというのは、これは非常に不利益ですよ、労働者側、勤労者側には。違いますか。

○政府参考人(辻哲夫君) 今行われているお話は適格退職年金についてと存じますが、まさしく適格退職年金はそのあたりについて、いわばその義務というのは確定給付ということ、例えば信託とか生保と契約を結びましたときに、これだけの年金を出す、だからこれだけの保険料を納めるという、いわば民事の私的な契約関係におけるいわば確定給付のための積立義務というのが適格退職年金にある今の関係でございます。

それについて税制上に根拠を持つただけです。で、全く積立義務もなければ、したがって不足があったときに解散すればそのままというのを、このたび確定給付企業年金法に移行すればまづ積立義務が生じる。それから、解散をいたしますときには、新制度に移行すればそれに対して不足分を請求することができるといふ根拠規定が新たにこの規定には入っている。こういう形で、むしろ今の適格退職年金の問題点をこの法案で改善しようとするものでございます。

○木俣佳丈君 定性的には非常によくわかるんですが、例えばここ一年間で適年をやめた企業数というのはどのぐらいありますか。質問にありませんから、ちょっと待ちますから。

○政府参考人(辻哲夫君) 恐れ入ります。手元の資料でお答えさせていただきますと、適格退職年金の契約件数は、平成十年度で八万五千四百七十七件ございましたものが十一年で八万一千六百五十七件となっておりますので、この差というのは恐らく廃止をされたのではないかと想像いたします。それから……

○木俣佳丈君 平成何年と何年ですか。
○政府参考人(辻哲夫君) 直近のデータでは十年から。少し長目になりますけれども、データを讀ませていただきますと、平成五年の九万二千四百六十七件をピークに徐々に減つておりまして、それで最近の動向は十年に八万五千四百七十七件であつたものが十一年度は八万一千六百五十七件に減つて

それで、一つ申し落としておりますが、あくまでも適格退職年金の契約を廃止したときに分配されるのが今言った話でございまして、もともと退職金規定がベースにありますので、その不足分は退職金の振りかえという形で適年ができておりますので、不足分は別途何らかの方法で会社が退職金として払うという、いわば雇用契約上というか、退職金規定上の義務が残っているという前提でございまして。適年についてのみ私申しましたので、全体ではそういうことになります。

○木俣佳丈君 今、いみじくもお答えになりましたように、ここ六年間で一万一千、特にこの十年から十一年、多分十二年とか十三年だとさらに膨らんでいると思うんですけれども、恐らく四千とか五千とかいう感じではたばたとなくなっているんですよな。

だから、もちろん力があればこの確定給付の方に、または拠出の方に移行をするんでしょうけれども、これはどうでしょうね、本当にそうなるかなというのが私の感想でございます。これを機に企業年金というのをやめようじゃないかというのがこの数字でかなり明快にあらわれているように思っています。これは感想です。

次の問いに参りますけれども、新しい企業年金制度で、六十三条で、積み立て不足が生じた場合には事業主は掛金を拠出しなければならぬ、こういうふうになっております。仮に掛金の積み増しをしなかった場合にはどんな罰則が課せられるのか、お答えいただければと思います。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘の追加拠出を怠った場合に、その者を直ちにいわば直罰といいますか、罰するという形にはなっております。ただ、そのいわば拠出を怠った行為により事業主の事業の管理または執行が著しく適正を欠くと厚生労働大臣が認めるなどのときは事業主に対し改善命令をかけることができます。さらに、その命令に違反したときは事業主は百万円以下の料料に処する、これは罰則でございますけれども、こういったワンクッション置いた形になっております。

○木俣佳丈君 これは改善命令は直ちには行わないんですか。どのぐらいの期間を考えていらっしゃいますか。

○政府参考人(辻哲夫君) これはこれからの運用でございますが、率直に申しまして、事業主に資力を、事業主はこのためにあらゆる努力をされるべきだという前提であります、これを確保しながら現実をやつていただくことを考えますと、一つの伝家の宝刀のなまいましようか、こ

れは個々のケースによりましてそのタイミングというものは相当考えた上で発動することがむしろ有効であり、一概には言えないと思います。

○木俣佳丈君 どの程度これが有効にきくのかという気がするんです。というのは、これとある種対比して考えていいと思うんですが、厚年基金の方のことですと、積み立て不足が非常にあつて、全基金の七割、一千三百が積み立て不足だといふふうになっている。ただ、この厚年基金の方には、例えば支払い保証であるとか積み立て不足、または最悪解散したとしても年金権というものがちつと連合会が保証している、こういう制度でございます。

それと比べると、確定給付企業年金でこの六十三条、今言われたように、直ちには罰しない、そしてこの後、保証制度がないわけなんです、そういう場合に、これはどうなんでしょう、年金として不安が残る年金だ。つまり受給権の保護をどのようにされるつもりか、お答えいただけますか。大臣でも副大臣でも。

○副大臣(棚屋敏博君) 今、積み立て不足の場合の追加拠出のお話、さらには罰則、そのときの処理、それから支払い保証制度、そういうものがなければ本當にこれでもいいのかというお尋ねであります、今の六十三条の問題については、厚年基金との比較をいただきましたけれども、厚年基金は代行部分もあるわけでありまして、今回の我々が考えております確定給付企業年金とは性格がやはり違うだろうと思っております。

しかしながら、さっき言いましたように、追加拠出をしないというような場合については大臣が改善命令をする、しかもそれについてその改善命令に違反した場合には料料に処するというふうにしていくわけでありまして。

支払い保証制度は、先ほどから議論が出ておりますけれども、さまざまな理由で現時点では統一的な支払い保証制度を創設するということが困難であるということも申し上げましたけれども、もちろんこれは今後の検討課題であるというふう

認識をしております。

法案において、積立義務の設定あるいは受託者責任の明確化を図つておまして、さらに情報開示について詳細な規定を設けているということでは、とりあえず今回の法案が今までの適年やあるいは企業年金の状況の中で、私は整理整理とさつきから何回も言つておまして、私も、私は大きな整理に一步前進の形になるのではないかと、こう思つておるところでございます。

○木俣佳丈君 いずれにいたしましても、厚年基金と比べた場合にかなり見劣りがする、これは恐らく厚生省側からすれば保証制度についてかなり前向きに考えなければいけないということだと思つております、本當にこれは早急にやはり考えていただきたいと思つたので、大臣、この質問の最後に御決意のほどをひとつ。

○国務大臣(坂口力君) 先ほどから申しておりますように、今日までに至りますまでのいろいろな経緯もございました。そうした経緯を踏まえたうえでございますが、私たちも、より完全な制度というものをより上げていかなければならないといふことは重々わかつておるわけでございまして、公的年金とは違いますが、やはりこうして三階建てのところにつくります以上はより完全にしていかなければならないといふふうには思つておるわけでございまして、一層努力をしたいと思つておる次第でございます。

○木俣佳丈君 次に、財務省からも来ていただいたおりました、お待たせいたしました、年金の税制についてこれまた大きな疑問が私もござい

ます。やはり税というのは国家の最高権力でございますので、徴税権というのが最高権力だと私は思つておりますので、この点を改善しなければなら

いと私はつくづく思つております。その中で、最近、塩爺なんて言われている塩川さんから、坂口大臣は坂爺なんて言われているそ

うでございますが、塩川大臣から年金については税金がほとんどかかつていない、こういう御発言がございましたが、事実関係も含めてどうぞお答えいただけますか。

○政府参考人(木村幸俊君) お答え申し上げます。

今、木俣委員の方から御指摘があつた塩川財務大臣の御答弁でございますが、本会議における答弁だと思つております。このときに、我が国の年金に係る税負担は、拠出段階から給付段階を通じて実質的に課税がなされておらずという形で答弁させていただいております。

これは委員よく御承知のとおり、現在、我が国の公的年金の課税を考えてみますと、拠出段階では社会保険料控除ということ、それから運用段階では特別法人課税は課税されておらず、また給付段階で見ますと、これは公的年金に限らず企業年金も含めたところでございますが……

○木俣佳丈君 額だけでいいから。時間がなければ、額だけ。課税額、徴収額ね。

○政府参考人(木村幸俊君) 委員のおっしゃつておりますのは、公的年金等に係る給付段階の課税だと思つてございまして、これにつきましては、税調の答申にも書いてございまして、現在、公的年金等支払金額の約三十三兆円のうち約二・一兆円が課税されている、七割しか課税されていないといふことでございます。

そういったことを踏まえまして、全体として見ますと、公的年金を中心といたします我が国の年金課税におきまして先ほどのような答弁がなされたものと考えております。

○木俣佳丈君 そのほかの税はどうですか。年金について、そのほかの税はかかつていません。つまり拠出時、そしてまた運用時。

○政府参考人(木村幸俊君) 私、今、公的年金課税について申し上げましたけれども、今の委員の御指摘は、恐らく今回の、例えば確定給付企業年金それから適格退職年金、例えば従業員の出分についての御質問だと思われまますが、これにつきましては、よく御承知のとおり、拠出段階では生

命保険料控除の対象とされており。それから運用段階では特別法人税の課税対象から除かれている。また給付段階におきましては、これは年金収入からまず従業員の拠出分を全額控除いたしまして、残った分について公的年金等の控除適用がございまして、そういう形になっております。

○木俣佳丈君 公的年金からお話をすれば、今お答えがあったように二・一兆円税がかかっているんです。この額というのはそんなに少ないんですか、七割というのは。つまり、消費税が例えば五割すべてのものにかかり、そして介護保険料が年額三万六千円、平均すれば。そして医療保険料が上がりまして、こういう中で、いわばとらの子年金であるところに七割かかっているというところはどのように考えますか。

○政府参考人(木村幸俊君) 今、私がちよつと言葉足らずだったということで誤解を与えたかもしませんが、二・一兆円強というものはまさに課税対象となっている部分でございます。課税ベースの話でございます。したがって、課税ベースがございまして、それに対して例えば公的年金課税でございますと、それぞれの方々のその状況におきまして実際に課税額が決まってくるということでございます。

○木俣佳丈君 いや、源泉徴収の対象となる部分が三十三兆円でしょう。そのうち、だから徴収額が二・一兆円でしょう。違いますか。

○政府参考人(木村幸俊君) 今の二兆円強と申しますのはあくまでも源徴の対象となる公的年金等の額でございます。具体的には実際納めていたにいてる税金の額というものではございませ

○木俣佳丈君 わかりました。公的年金については二・一兆円だけが課税の対象となるということ、再度直したいんですけれども。

いずれにしても、そこにどれだけの額がかかるかわかりませんが、何千億というのが一応国庫にもちろん入るわけですから、これはそんなに少ないと私は考えます。

さらに、企業年金の方に移行しますと、例えば運用時にトータルで一千八百億特別法人税というのがかかるわけでございますけれども、これができたのが昭和三十六年のときだそうですね。私が、以前、これは経済産業省の方の関係ですが、中小企業の留保金の課税というのを、これがたしか昭和三十七年ですかね、いわゆるシャウプ税制勧告を受けて、所得税と中小企業の法人税の差が実はそのころ三〇%以上あった。この合間を縫って企業が留保に回していく、こういう所得隠しという、いわゆる性悪説に立ったという言い方なんでしょうが、この留保金をかけていくということ、これは我々も法案を出しまして、修正されながら、政府が出してきた修正案という、我々はそうやって考えていますが、これが可決していったわけでございます。

私は、実はこの運用のところで特別法人税がかかるというのにもこれに似たようなものではないかと。額的にもこれは大体一緒ぐらいですよ、ね、一千八百億。これは留保金の税額も大体一千八百億ぐらいだったんですね。

税というのは、考え方は、あるものには税がかかり、なぜその税率なのかというのがやはり大事だと私は思うんです。この場合に一・一七三%かかるわけですが、例えば、運用益が三・五%のときにも同じ額だし、それから七%運用益が出たときだってこれは全く同じで、つまり、ある積んだ基金に対して一・一七三、国税が一、地方税が〇・一七三しかかってくるというものなんです。こういう税は諸外国で見られますか。

○政府参考人(木村幸俊君) まず、私の方からちよつと御説明させていただきたいと思っておりますけれども、この特別法人税、今まさに委員から御指摘がございましたように、各運用と実態と、運用の実績と関係なくそういった形で負担を求めているのは事実でございます。

ただ、これはもう改めて御説明する必要はないかと思いますが、まず、従業員の年金のために事業主が負担する掛金、これはその支出時にまず企

業段階では損金に算入されます。同時に、その従業員に対する給与課税を行っておりません。したがって、まさに年金受給時までに課税を繰り延べるといって、その遅延利息相当分の負担を求めたの課税でございますから、まさに運用の実績とは直接は関係しないものでございます。

ただ、そういった運用時に関係ないという論議には申し上げましたが、それは言いましたも、やはり現在の低金利の状況等を踏まえますとやはり課税するのはいかかというところで、現在、十四年度まで臨時的な措置といたしましてその課税を停止しているところでございます。

○木俣佳丈君 いや、諸外国であるかどうかです。

○委員長(中島眞人君) 発言は挙手してください。

○政府参考人(木村幸俊君) 諸外国につきましては、特別法人税、こういった形のものはないと思っておりますが、ただ一言申し上げますと、年金課税全体といいました場合、まさに拠出段階、それから運用段階、それから給付段階、全体としてその負担の適正化を図っていく必要があるかと思っております。

そういう意味で見ますと、アメリカの場合でございますが、例えば公的年金でございますが、拠出段階では所得控除がございせん。それが給付段階では軽減措置により、実質的に非課税になっているというところがございます。拠出段階で所得控除がないということは、そこで課税されているわけでございます。日本の場合は、拠出段階、そこで社会保険料控除の適用がございまして、そこで課税されていない。そこで、いわば企業段階では損金算入、それから個人段階では課税してないというところは、いわゆる非課税のタマリとかができてくるから、それで特別法人税という形で負担を求めているといったものがございまして、単に特別法人税のようなものが諸外国にないからといって、ただそれだけをもっていかげなものであるかと思っております。

くまでも全体として、拠出、運用、給付、その全体の段階を通じてどういう形で負担の適正化を図っていくかということがまさに重要な問題だと考えているところでございます。

○木俣佳丈君 もちろん日本だけあっても別に構いませんよ、日本だけ。別にそれが悪いというわけじゃないですよ、独自性ということ言うならば。しかしながら、アメリカはそれはもちろん課税されますよ、従業員拠出分については。だけど、これは日本だって別に厚生年金基金であればそうかもしれないけれども、例えば適年の場合どうですか。社会保険料控除じゃないですよ。五万円が上限の生命保険控除じゃないですか。月割りにしたら四千円までじゃないか。それ以上は税がかかるわけでしょう。だから、そういうめちゃくちゃな答弁をしないでください。

それから、イギリスの場合には非課税です。ドイツは課税されます。ただ、一定は控除されます。こういうのが現在なんです。運用時に、積み立て時にかかるのは、これは日本だけなんです。しかも、適格退職年金と厚生年金のこれ差があります。課税のところで、運用時のところ。あります。ちよつともう一回答え、今の。

○政府参考人(木村幸俊君) 今、御質問をちよつと聞きそびれてしまったわけでございますが、私が申し上げましたのは、今、委員の御指摘の中で、アメリカにつきましては例えば公的年金控除——失礼いたしました、委員のおっしゃられたのは、日本の場合は生命保険料控除しか、例えば適年ないし今回の確定給付企業年金につきまして、従業員の拠出分につきましては生命保険料控除の適用しかないかという御質問だったと思っております。そういうことでよろしいでしょうか。

○木俣佳丈君 税の専門家でしょう。税の専門家が混乱するぐらい混乱しているんですよ。税というの簡素、公平、中立でしょう。この間も石税調会長と私も議論しててんばんにやられました

けれども、簡素がないんですよ、全然。

これ、先ほどもちよつと言われましたけれども、全くミス答弁だと僕は思うんですがね。金利水準が今〇・〇幾つだというようなこともかんがみながら、平成十四年までは要は凍結しよう、こういう話だったでしょう。それはちよつと論理がおかしいんじゃないですか。積み立てのお金に対して、その利に対してかけている。課税じゃないじゃないですか。利子課税と違うんですよ。利子の話を何でそこへ持ってくるんですか。一般的には、例えば利息に対して税をかけるなら、もちろんそれはありますよね。ありますが、そうでないのに、要は金利が今こういう水準だから、結局そこところがかけたりかけなかったりで、そういう税ではないでしょう、この税自体がちよつとおかしいんじゃないですか。

○政府参考人(木村幸俊君) 特別法人税につきまして、現在、低金利の状況を踏まえて臨時的に凍結していると申しましたのは、基本的な考え方というのはまさに、今、委員御指摘のとおり、これは利子に対する課税ではございません。あくまでも遅延利息相当分に対して負担を求めているものでございまして、基本的には負担を求めべきものだと考えてはおります。

ただ、さはさりながら、やはり実際問題として運用の実態を考えました場合に、余り運用の状況が低い場合、利回り等が低い場合にはそれに対して一定割合の負担を、例えば一％、地方まで含めまして一・七三％の負担を求めるのはいかがなものかということで、現在それにつきましては課税を停止しているところでございます。

それから、先ほどもちよつと質問がはつきり聞き取れなくて失礼いたしましたけれども、五万円の話でございしますが、この五万円というのは考え方といたしましては確定企業年金の従業員の拠出分、これは事業主負担だけによる年金額以上の退職年金の給付を受けた者があくまでも任意に支払うものでございます。そういった面で、例えば厚生年金基金とか公的年金と違いますので、そ

いった形で生命保険料控除の対象としていうことでございます。

○木俣佳丈君 いや、だから非常にこれは複雑なので、ちよつと説明をするのも委員各位に理解していただくのも非常にこれは難しいんですが、厚生年金基金というのは同じように企業年金です。それはいいですか。いいですよ。しかし、適格退職年金も三階部分ですよ、同じ三階部分。だけれども、要は、厚生基金においては課税のベースが非常に少ないんです。要するに、適年の場合には事業主拠出対応部分全部に課税がかかってくるという、こういうことになるんですよ。だから、そのあたりも、同じ三階部分でありながら、要はこちらは公的なものだ、こちらはそうではない。だから、それは今までは法の性質としてまた年金の性質も違っていたかもしれないけれども、三十六年にできてもう四十年たつわけですよ。

だから、このころに、例えば留保金の課税も、私も本当にそうやって思うんだけれども、こんないわば留保金課税みたいなものを、何というんですか、企業性悪説だよね、まさに。所得税の方が高いからその分企業に回して節税を図ろうというようになことが留保金課税のものなんです。同じように適年に回してしまえば税が安くなるから、ですからその部分を回してしまえと。だけれども、その運用のところで、そこに税をかけてやれというような、何だかとにかく非常にいびつな形がそのまま残っているんですよ。

だから、今、全く現在の企業のあり方とかいうのにそぐわない税なんですよ、この特別法人税というものの自体が。これは廃止する意向はありますか。つまり、論拠が非常にこれは難しいんです。遅延利息相当分の負担を求めるという意味において課税する、これはどういうことですか。

○政府参考人(木村幸俊君) 私の説明がわかりにくくて恐縮でございますが、要するに、繰り返すようでございますけれども、まず企業が掛金を支出いたします。その段階、企業の方では損金に算

入されます。それと同時に、本来、損金に算入されるならば、例えば給与もそうでございますが、その段階で給与所得課税を行うわけでございまして、ところが、これは現在、年金受給時まで課税を繰り延べるということにいたしておりますので、そこに非課税のタマリができてしまう。その非課税のタマリについて課税しないいいんだらうかというところが基本的な考え方でございます。それにつきまして遅延利息相当分という言葉が今御指摘がございましたけれども、そういう観点から課税をさせていただくということで、まさに基本的な考え方に基づいているわけでござい

ます。ただ、いずれにいたしましても、年金税制、これから、まさに高齢化の進展のもとで年金受給者が増加しているとか、高齢者の所得水準の上昇に伴いまして生活実態が多様化している、いろんなことを考えていかなきゃなりません。その中で、世代間の公平を初めといたしまして、公平、中立、簡素の観点から、先ほど来申しております拠出、運用、給付を通じて負担の適正化に向けて検討を行っていく必要があると考えております。その中でこの特別法人税のあり方についても検討されるべきものと考えているところでござい

○委員長(中島眞人君) 時間がありません。

○木俣佳丈君 もう時間でございますのでやめたかと思うんですが、要するに、厚生省というのか年金を守らなさいけない立場の方からすると基金をしっかりと確保しようということなんです。だけれども、大蔵省は取れるところから取るというふうな感じというのか、どうもそういう感じなんです。ですから、非常にこの税制も含めてわかりにくい。ですから、やっぱり拠出とか、拠出はまあいろいろありますね、上限を設けても仕方ないかもしれない、企業年金は。上限を設けても仕方ないかもしれないけれども、基本的には拠出、運用は非課税、それで最後のところでびつと網をかけていく、こういうわかりやすい税にやっ

ぱりしなければいけないというふうに思います。そしてまた、今、経済財政諮問会議の中で話されておりますけれども……

○委員長(中島眞人君) 時間が来ておりますから。

○木俣佳丈君 課税最低限についても、高齢者に本当に今の時点で過重な負担をするのはどうか、こんなことを思っておりますので、坂口大臣に明快な御発言をその場で、経済財政諮問会議の場でしていただくことをお約束して、質問を終わります。

○委員長(中島眞人君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後一時二十分まで休憩

午後一時二十四分開会

○委員長(中島眞人君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、武見敬三君、山本保君、松崎俊久君及び朝日俊弘君が委員を辞任され、その補欠として宮崎秀樹君、大森礼子君、藤井俊男君及び高嶋良充君がそれぞれ選任されました。

○委員長(中島眞人君) 休憩前に引き続き、確定給付企業年金法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浜四津敏子君 公明党の浜四津でございます。よろしく願います。

まず、経済財政運営の基本方針原案について伺います。

先月三十一日、小泉総理が議長を務めておられる経済財政諮問会議が取りまとめた経済財政運営の基本方針原案が発表されました。新世紀維新と銘打たれておりまして、二十一世紀の日本の経済社会を大きく改革しようとするものと受けとめております。その中には社会保障制度の改革も大き

く掲げられております。国民の安心と生活の安定を支える社会保障制度の確立を目指して、年金、医療、介護などの総合的な改革が取り上げられております。

この社会保障制度の改革は、ほかの改革、例えば経済財政構造改革などの改革と全く同じ発想で全く同じ視点あるいは手法でするのではなくて、共通の部分ももちろんありますけれども、国民の命、健康、暮らし、将来の安心、こうした国民生活に直結する大事な制度の改革でありますから、そうした特色を持つ社会保障制度の改革につきましては、その意味で違った視点、違った手法がなければならぬ、こういうふうな思っております。それによつて初めて真に国民に安心と安全な改革というものがもたらされる、こういうふうな考えております。

まず、坂口大臣に、この基本方針原案についての御感想と、また厚生労働省としての基本スタンスをお伺いいたします。

○国務大臣(坂口力君) 今、お話をいただきましたように、五月三十一日でございましたか、第九回の経済財政諮問会議が開かれまして、厚生労働大臣は臨時議員ということになっておりまして、この日は私も出席をさせていただきました。そして、この日に決定されましたのは、これから議論をされます大きな項目を何にするかという項目だけがこの日は議論をされまして、その中身につきましては次の機会ということになったわけでございます。

したがって、その中身につきましてはの立ち至った議論というのはなかったわけでございますが、私は、その幾つかの項目が立てられております中で厚生労働省として関係のありますところ、我々の意見として考えておりますことを、二三実は発言をしたわけでございます。

一つは、年金につきましては、やはり公的年金というものが盤石であつて、その上に私的年金と申しますか企業年金等がでることが大事でありますから、とりわけ厚生年金のところは新聞

紙上等で民営化をしていくなどという大きな記事が出たりしたものでございますから、我々はそのような考えは持つておりませんということを明確に申し上げたところでございます。

それから、医療につきましては、やはり医療制度の改革にとりましてこれから高齢者医療というのが特に大事になってまいりますが、医療の中に民間の経営と申しますか、そうした民間企業の導入を図つてもいいのではないかとというような、そうしたことがこれまでマスコミで報じられたりもしておりますために、やはりもしそういうふうになりましては全体の医療費がさらに拡大すること、我々には懸念をいたします、その辺のところも十分に議論をしてもらわなければなりませんというのを申し上げたわけでございます。

また、医療費の増大につきましては、全体として医療費の抑制をするという考えが伝えられておりますが、全体としての医療費の抑制、それは我々も努力をしなければならぬことは十分にわかつておりますが、しかし高齢者医療がその中で四割を占めている。では、その高齢者がだんだん多くなつていくという現状の中で、高齢者が増加することによる医療費の増加というのは、これは当然増としてお認めをいただかなければなりませんというのを申し上げたところでございます。

そのほか、社会保障勘定等の問題もございまして、主に年金、医療につきましてはそうしたことを申し上げたところでございます。

○浜四津敏子君 今、若い世代には社会保障制度の将来、これからの先行きについて大変大きな不安があります。特に、少子高齢化が加速する中で、将来世代の負担増の不安、そして自分たちが給付を受ける年代に達したときには給付が十分に受けられないのではないか、こういう不安でございいます。

こうした不安を払拭できる確な対策また改革を急がなければいけない、こう思っておりますが、その一つとして、むだを省き、効率化、合理化を図っていくことが必要と考えております。こ

のむだを省いて効率化、合理化を図る一環として、公明党では社会保障基金機構の創設を提案しております。

それは、我が国の社会保障制度は、年金、医療、介護そして雇用と各制度ごとに分かれておりまして、国民にとつては負担と給付の全体像が見えにくい、また加入あるいは保険料の納付また給付等につきましても利便も悪く、また給付面でも公平に欠けるところがある、こうした課題を解決するために、この社会保障基金機構創設を提案しているものでございます。

具体的には、各保険制度を一つに集約いたしまして、加入あるいは保険料の納付、給付等にかかわる手続を一括して行う。それによつてむだを省き、また国民へのサービスの向上を図る、そして公平を確保して財政の安定を目指す、こういう案でございます。管理も一本化して、個人単位の被保険者カードを交付する案、また所得保障である現金給付を行う年金保険、雇用保険についてはこの社会保障基金機構が経営主体となり、現物給付を伴う医療保険、介護保険については、医療保険は都道府県を経営主体とし、介護保険は市町村から広域連合へと拡大を進めると、具体的な内容の提言をさせていただいております。

この社会保障基金機構の創設構想というのは、当時我が党の政審会長をしておられた坂口大臣が提案されたものと記憶しております。さきの経済財政諮問会議の基本方針原案には、この社会保障基金機構構想と極めて中身の近いと思われる社会保障個人勘定構想というものが提示されております。この社会保障個人勘定構想というのは、年金、医療、介護など、保険料の徴収も給付もばらばらになっている各制度の一元化を進めること、こういうことを意味しているようでございます。

そこで、大臣にお伺いいたしますが、この社会保障個人勘定構想についてどのようにお考えでいらっしゃるのか、社会保障基金機構を提案された思いもあわせて、お考えを伺わせていただきたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 実は、社会保障個人勘定というものが中身がどういふことなのかということがわかりにくかつたものでございますから、先日も、経済財政諮問会議の中で、ひとつ御説明をいただきたというのを申し上げたわけでございます。

今、浜四津委員の方から御説明をいただきましたとおり、社会保障基金機構、すなわち徴収を一元化していくという話ではないかというふうに私も受け取つていたわけでございますが、個人勘定のお話はやや趣を異にいたしております、私の理解が十分であるかどうかはまだわかりませんが、それぞれ国民個人個人の掛金をした部分、いろいろの掛金をいたしますが、その掛金をした部分が合計でどれだけになっていて、そしてそこで給付を受けるときにはどれだけの給付ができるかという、その個人個人におきます出入りとなりますが、掛金をする部分と受ける部分とのそこが明確にわかるようにしていこう、こういうお話のようでございます。これは、それをトータルで見れば徴収の部分を一元化していくということにも結びついていくのかもしませんが、やや趣を異にしているように私は聞きました。

それで、そのときに私がそこで申ししたのは、それぞれの人がどれだけ自分が掛金をし、そしてその結果として自分が年金ではどれだけの給付を受け、あるいはまた介護ではどういふことが受けられるのかといったことがわかるということ、それはいいことかもしませんが、それが余りにも個人のことに過ぎなくて、自分で掛けて自分でそれを受ける、すなわち自分で貯金をして自分でそれを出して使うという自分個人のことに余りなり過ぎますと、社会保障という立場が薄くなつてしまふ可能性はありませんか、社会保障の立場でそれを考えましたときに、今私たちが掛金をするのは今高齢者の皆さん方のためだということ、そういう思い、そうしたことが横にのけられてしまふことになりはしませんか、そういう危惧を私は持ちますが、いかがでしょうかということこそ

のときに少し申し上げたところでございます。

この社会保障個人勘定という考え方が今後どういう方向に進められていきますのか、もう少し注目をしているところでございます。

○浜四津敏子君　ともかく、アプローチの仕方が少し違うのかとは今のお答えを伺って感じましたが、むだをなくすためにこれらの制度の一元化というのはいくら必要になってくるだろうというふうに思います。それを何らかの形でぜひとも進めてまいりたい、こういうふうに希望しております。

次に、受給権の保護について伺います。

今回の法案の柱の一つが受給権保護でありまして、そのために具体的には三つの仕組みがこの中に組み込まれております。その一つが積立基準の設定、そして二つ目が受託者責任の明確化、三つ目が情報開示、この三つによって受給権保護を図っていく、こういうものであらうと理解しております。

しかし、それだけではなくて、年金の受給者の権利保護という観点からの仕組みも私は必要ではないかと考えております。例えば、年金の減額などといった受給者にとっての不利な変更を伴う場合には、これは現役加入者の賛同だけではなく、受給者が何らかの形でその決定に関与できるようにするのが好ましいのではないだろうかと考えております。企業年金はもとより積立方式が基本でありまして、給付に必要な年金の原資というのは当然積み立ててあるということが前提になっているはずでございます。それを現役加入者の賛同だけで受給者の年金給付を減額するなどの不利な変更を決めるというのは、基本的には余り好ましくないのではないかと、こう思っております。

また、先ほども議論がありましたけれども、これが退職年金の性格を持つというものであれば、労働の対価としての賃金の後払いという性格を持つわけですから、それはあくまでも受給者の固有の権利である、こういう性格も持っているのではないかと思います。

この点について、何か対応されるお考えがあるのかどうかをお伺いいたします。

○政府参考人(辻哲夫君)　御指摘のように、給付水準の引き上げ、これは本当に加入者にも受給者にも不利益になるという意味で、好ましいことではないと考えております。

しかしながら、企業年金の給付水準をどの程度とするかというのは、各企業がみずからの問題として労使の合意に基づいて決めていくということでございますので、母体企業の経営状況の悪化などによって企業年金を廃止するというような事態を避けるためには、次善の策として、加入者のみならず受給者の給付水準引き下げを行うということもやむを得ざる選択肢の一つということと考えております。

受給者の関与に関してでございますが、この場合、受給権保護の観点から、通常の規約変更の手続と比べてより慎重な手続が必要と考えております。現在、現在の厚生年金基金におきましては、受給者の三分の二以上の同意といった追加的な要件を課しております。この場合、受給者本人が希望されるときには、その引き下げ前の給付に見合う一時金を支給する、こういうふうにしておりまして、受給者の既得権の保護を図っております。この確定給付企業年金法に基づきます新企業年金におきまして、このような厚生年金基金における取り扱いは基本的に踏襲し、受給者の受給権の保護を図っていくと考えてございます。

○浜四津敏子君　次に、受託者責任について伺いたいと思います。

法案の六十九条以降に定めてございますが、六十九条は規約型企業年金における事業主の忠実義務及び禁止行為、そして七十条が基金型企業年金における基金の理事の忠実義務及び禁止行為、七十一条、七十二条と忠実義務が定められているわけでありまして。

この六十九条の二項一号に事業主の禁止行為として「自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、資産管理運用契約を締結するこ

と」と、こう定めてあります。例えば、企業年金契約を締結するからその見返りに低利融資などの便宜を図ってもらう、あるいは別の形で何らかの形で自己または第三者の利益を図るということも必ずしもあり得ないことではないというふうに思います。そうした場合には、この忠実義務違反あるいは禁止行為をした場合、今回の法案では具体的にどのような対応がなされるのか、お伺いいたします。

○政府参考人(辻哲夫君)　この法案では、御指摘のとおり、確定給付企業年金を実施する事業主は加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならぬ、この規定されておるわけでございますが、自己または加入者以外の第三者、これらの利益を図る目的をもって資産管理運用契約を締結することを禁ずるといった事業主の行為準則を明確に規定してございまして、仮に加入者等の利益に反する行為をした場合は行政処分の対象となるように仕組まれております。

御指摘のありましたような例、これはまさに自己の利益を図ることを目的に資産管理運用契約を締結した場合に該当するということでございまして、改善命令等の行政処分の対象となります。そして、それにつきましては、具体的にはそのプロセスで報告の徴収や立入検査の結果、受託者責任に反すると認めて改善命令をして、それに従わないとき、これは罰則もかかります。そしてさらには、厚生労働大臣は規約の承認取り消しや基金の解散にまで至ると、非常に悪質な場合、そういう形でそのことが逆に起きないように担保いたしております。

○浜四津敏子君　六十九条から七十二条に規定されております忠実義務というのは大変抽象的で、その内容が具体的にどのようなイメージにいくわけですけれども、例えば六十九条の二項、また七十条の二項で禁止行為を定めているとともに、忠実義務違反行為の例を具体的に列挙してございす。それに加えて、その一部を厚生労働省令で定めると、省令にゆだねられているわけですが、

ここで言う「厚生労働省令で定める行為」というのは具体的にどのような行為を定めようとしているのか、お答え願います。

○政府参考人(辻哲夫君)　御指摘の厚生労働省令は、条文にもありますように、積立金の管理及び運用の適正を害する行為を具体的に省令で列挙するものでございますが、具体的な内容としたしましては、例えば特別の利益の提供を受けて積立金の管理及び運用に関する契約を締結することという、今のポイントになっていることと、それから自分と利害関係のある者が保有している有価証券等を企業年金の運用資産として取得すること、こういったことを想定いたしております。

○浜四津敏子君　次に、情報開示について伺いたいと思います。

七十三条には「事業主等は、厚生労働省令で定めるところにより、その確定給付企業年金に係る業務の概況について、加入者に周知させなければならない」と、こうありまして、この情報開示の対象者の範囲について衆議院においても議論があつて、受給者に対して周知に努めるものとするという修正が行われました。

この受給者に対する情報開示については、具体的にはどのような形で取り組まれようかとされているのか、お答え願いたいと思います。

○政府参考人(辻哲夫君)　基本的には、受給者に対する情報開示、これは加入者と違ひまして、受給者の場合はもう権利が確定して給付がなされておりますので、現時点における財政運営の状況、将来掛金が動くかどうかといったようなことを知るといふ意味で、情報開示の内容の必然性というのは加入者よりは低いということから努力義務になつておりますが、これをどのようにするかというところにつきましては、基本的には企業年金だよりといったような情報開示に相当する内容を企業は出しておられます。こういったものを全部送付していただくのが一番いいわけでございますけれども、これはコストがかかる。まず送付するように努力をいただきたいし、コストがかかる場合に

は、例えば支払い通知書を必ず送りますので、これに求めがあれば渡しますよといったことをつけ添えていただければ必要な方には届けようと、こういった具体的なことを検討いたしましたので、十分御修正の趣旨に沿うように努力をしてまいりたいと思います。

○浜四津敏子君 次に、中小零細企業への対応について伺います。

三条によれば、事業主が確定給付企業年金を実施したいというときには、その開始に当たって、労使で合意して年金規約を作成することが必要になってまいります。これまでの適格退職年金よりかなり煩雑、またかなり大きく変わるようになってまいります。

また、五十八条で定めております財政再計算についても、大変難しい煩瑣なイメージがあります。したがって、この法案が成立して実際に動き始めるということになりますと、どのような年金規約をつくらなければならないのか、また財政再計算はどういうふうにするのか、会社も従業員もかなり戸惑うことになるのではないかと、こう思います。企業年金はやめてしまおう、こういうふうを考える企業も出てくるように思います。

したがって、適格退職年金から確定給付企業年金へ移行する場合にスムーズに移行できるように、特に中小零細企業の方々に對してどういう配慮をされようとしているのか。これは、制度上の配慮に加えて、正しく理解されるようなPR等も必要だ、こう思いますけれども、その点についてどう考えておられるでしょうか。

○副大臣 棚屋敏信君 浜四津委員の方から、適格退職年金から新企業年金へ移行する、特に中小零細企業に對しての対策はどうかというお尋ねをいただきました。

御指摘のように、中小企業においても何とか円滑な移行を図っていただきたいと思っております。行っているところでありまして、我々もそういう取り組みを続けていきたい、こう思っております。

す。

具体的には、確定給付企業年金、積立義務や給付設計の基準の中には、適格退職年金ではこれまで導入されていなかったものがあるわけでありまして、まさに委員から御指摘のように、例えば今お話しをいただいた財政再計算のあり方について、これについては中小企業を対象とした簡易な方法をお示しすることが必要であるというふうにも思っております。何よりもこれから十年間の移行期間を設けて、きょうのこの委員会でも議論がありましたけれども、何とか移行をしていただきたい。それから、積立基準についても一定の経過措置を講ずるといふようにしているわけでございます。さらに、給付設計に關して受給資格期間等について適切な経過措置を設けると。こうした対応をすることによりまして、円滑な移行が図られるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

それから、さまざまな議論が多分現場で労使を含めてあると思うんですが、移行先につきましても、新制度への移行のほか、確定拠出年金あるいは中小企業退職金共済制度、こうしたものの移行ということもできるようにしているわけでありまして、そうしたことも含めて、先ほど委員から御指摘がありました、制度以外にも正しく理解をしていただくPRという御指摘をいただきました。まさにそうした姿勢が私たちに求められているというふうに考えているところでございます。

今回の法案の趣旨あるいは円滑な移行のための措置の内容を中小企業あるいはその従業員にぜひ御理解いただくことが重要であると考えておりまして、政府としてもあらゆる広報媒体を活用しまして、あるいは中小企業団体等を通じて周知に努めていきたい、このように考えているところでございます。

○浜四津敏子君 次に、代行返上について伺います。

厚生年金基金は、厚生年金の一部、いわゆる代行部分を国にかわって行い、その上に企業独自の

給付を上乗せして両者を一体として給付する、こういう仕組みになっております。今回の法案においては、厚生年金基金が代行部分を国に返上して新企業年金になる、こういうことを認めておりますが、厚生年金基金について今回この代行返上を認める理由はどこにあるのかをお伺いいたします。

○政府参考人(辻哲夫君) 我が国の企業年金の中心的存在である厚生年金基金それから適格退職年金につきましては、まず、厚生年金基金につきましては公的年金の一部を代行していることから終身年金を原則とするということで柔軟な給付設計が困難だ、もう少し柔軟にしたいといった声があること、あるいは適格退職年金を実施している企業と厚生年金基金を実施している企業とが合併する際には合併後の企業は厚生年金基金しか採用できない、こういったことから、企業合併が最近進んでおりますけれども、これにも影響を与えているといった問題が指摘されております。

今回の改革は、こうした事情を踏まえまして、受給権保護の仕組みの充実強化を図るとともに、多様な企業行動に對して個々の実情に応じて企業年金制度の選択や制度間の相互移行を可能とするために厚生年金基金の代行返上も認めることといたしましたものでございます。

○浜四津敏子君 その関係で、法案の百十四条の一項では、厚生年金基金が代行返上を行う場合に、一定の条件のもとに、現金ではなくて国債、株式その他の有価証券で物納ができる、こういうことになっております。

物納というのは相続税についても認められてはおりますけれども、制度としては極めて例外的なものであるというふうに理解しております。本来は現金で返すことにした方がよいのではないかと考えられますが、今回、あえてここで物納を認めるということにした理由がどこにあるのかをお尋ねします。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘のとおり、厚生年金基金が代行部分を返上いたします場合、払い

込みは金銭で行うことが原則でございます。ただ、受け取る方の公的年金の資金運用におきましては、年金資金運用基金が既に現金だけではなくてさまざまな資産をもって資産運用をいたしております。

そういうことから、代行返上に伴い一度資産を売却し、一方、また受け付けた年金資金運用基金の方が買い入れるというふうなことにしましては、株価などが不必要に変動するといったことで積立金の運用にマイナスになるといったことも考えられます。こういうことから、一定の条件のもとでは物納を認めても合理的であるということと、一定の条件のもとで厚生年金基金の国債や株式などの現物資産により返上できる道を開いたものでございます。

○浜四津敏子君 今お答えの中で、一定の条件のもとに、というお話がありました。百十四条の三項にその条件についての定めがありますが、物納ができる有価証券については、本来、厚生年金本体では買わないようなものでは物納を認めない、という趣旨だろうと思えます。安全でかつ効率的な運用に支障になるようなものは物納できないということであろうとは思いますが、その具体的な要件については厚生労働省令で定めると、こういうふうになっておりますが、具体的にどのような要件、どのような内容をこの省令で定める予定なのか、お伺いいたします。

○政府参考人(辻哲夫君) まず、その要件の前提条件としての考え方でございますが、年金資金運用基金で、いわば物納をいたしますと直ちに運用が開始できるようにという体制のものでなければ受け付けてはならないということでございますので、まず、法律におきまして、現物返上の対象となる資産は政令により国債、株式その他の流動性のある有価証券に限定するということを決めております。

そして、年金資金運用基金の具体的な管理運用方針に沿ったものとするために、いわば年金基金がもともとやっているのにそのまま乗れるように

というものでなければ乱しますので、改めて銘柄の入れかえを行う必要のないよう、もともと自分でもそうしていたと、いわば雑駁な言い方をしますと、年金基金の方もそうするつもりでいたといったような形、すなわち物納資産は有価証券指数に連動するいわゆるパッシブ運用ファンドであること、もともとこの年金基金運用基金はパッシブ運用を基本にいたしておりますが、このようなことを行うということをまず枠組みで決めております。

したがって、御指摘の法案百十四条第三項の厚生労働省令におきましては、そのような要件の細目といたしまして、まず、対象となる有価証券指数、いわばパッシブファンドをつくる上で有価証券指数に対応したものをつくるというのが形でございしますが、日本株式であれば例えばTOPIX、東証株価指数によるといったパッシブファンドをつくる際の具体的な準拠すべき指数というものを決めましたり、それから、どのように具体的にパッシブ運用ファンドを構成するのか、方法論が、勝手な形でこれはパッシブ運用ファンドだということに言われてもまた変なものが紛れ込んだりしてはいけませんので、そのつくり方、こういった技術的な側面を省令で定めることにいたしております。

○浜四津敏子君 この公的年金自体が、国債、株式その他の有価証券、特に株で運用するということが前提になった仕組みでございします。それをうまく運用できれば掛金は安くなりますし、運用に失敗すると高くなる、また制度そのものも危うくなる、もともとそういう仕組みになっているわけでありまして、その運用が効率的で利回りよく運用できる、要するに碎けた言葉で言えばよりもうかるというやり方と。しかし、他方で、そういう一時的にはもうかるかもしれないけれども非常にリスクな運用という面も持っているかと思ひますが、そのバランスが大変大事になってくるんだらうと思ひます。

この運用が過大なリスクを生じることがないの

かどうか、株の運用そのものを前提としている年金制度そのもののあり方に多少の危惧を感じるものがあるんですが、そのあたりは大丈夫なんでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘の点、私ども年金の資産運用に携わるもの、非常に大変な点、大変重要なことと存じます。

具体的には資金運用につきまして、法律に基づきまして、まさしく効率的でより収益が上がるように、しかしながら安全でなくちゃいけない。この要件を満たすために、運用の基本方針というもの、厚生大臣が決めることといたしております。

運用の基本方針は、結論から申しますと、資産構成をどうするか。株をたくさん持ち過ぎますと、株の上下動で大きな収益の変動が生じると。しかしながら、株は長期的には債券の収益率を必ず上回ります。これは、今までの経済の実績、また市場の構造から当然の前提でございします。したがって、長期で運用が保証されている資金につきましては株式を組み入れることは合理性がある。この組み合わせをどの程度にするかということ、俗にポートフォリオと申しておりますが、株式、債券、現金といったものの構成割合を運用方針の中に定めることといたしております。

それは、社会保障審議会の担当の専門の分科会で全部チェックをいただきまして、そのようなチェックを経た上で資産構成を定める、そして経済の動向に応じて必要なときにはそれを見直す、こういった形で国民の皆様が開かれた形で資産構成を管理していくと、そういった形で効率性と安全性が両立するように努めているところでございします。

○浜四津敏子君 近年、離職者また退職者がふえつつあります。雇用の流動化が進んでおりまして、また長引く景気の停滞によりまして企業の倒産もふえています。こういう状況の中で、かつては一度就職すれば定年まで同じ会社にとつと勤め

ると、こういう終身雇用が一般的だったわけですが、けれども、そうした状況が大きくさま変わりしつつあります。

転職した場合あるいは会社が倒産した場合に、企業年金の給付というのがどうなることになるのか、また企業年金制度というのはあくまでも企業に勤める従業員の方々のための制度でありますから、雇用の流動化あるいは離職、転職、こういった従業員側の変化に対応して、これも必ずしもいいと思います。多くの従業員の方々は本意ながら転職、離職せざるを得ないと、こういう状況にある方々が多いわけで、こうした変化に対応した企業年金の制度の整備ということも必要になってまいりと思っております。

今回の法案は、この雇用の流動化、離職、転職の増加に対応した企業年金制度の整備という課題にどのように対応しているのか、お伺いいたします。

○国務大臣(坂口力君) 今回の確定給付企業年金、それからもう一つ御審議をいただきます確定拠出型年金、この二つをセットにしているわけでございしますが、企業の方の流動化、これに對しましては、本日の確定給付型企業年金というのが一応よく当てはまるだろうというふうに思ひます。また、個人の方の流動化に對しましては、確定拠出型の年金の方が対応するだろうというふうに思ひます。

いずれにいたしましても、今までのように長く同じ企業の中に働くということがなくなつてまいりますと、やはり今まで掛金をしておりました年金をかわりますときに、そのままそこに置いてまた新しく一からやり直さなければならぬというように、いかなる公的年金のようにならないと、いけないうこととございします。

そういう点で、今回の年金は配慮をしたというふうには思っておりますが、しかしまだまだ不十分な点もございしますので、これからさらにまた、ひ

とつ折を見ながら改善を加えていかなければならないというふうに思っている次第でございします。

○浜四津敏子君 終わります。ありがとうございます。

○委員長(中島眞人君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、大島慶久君が委員を辞任され、その補欠として野間超君が選任されました。

○井上美代君 日本共産党の井上美代です。

私は、確定給付企業年金法案は、これは企業年金の受給権を守るために新たな企業年金を創設するなどの施策を行うものだと思ひます。現在、厚生年金基金、それから適格退職年金の財政というのは大変厳しくなっておりますが、これらの企業年金の受給権がどれぐらいきちんと守られるのかがこの法案の重要なポイントであるというふうに思ひます。

そこで、まず現行制度のもとでの企業年金の概要について質問をさせていただきます。

厚生年金基金の基金数、そしてまた基金に加入している現役の加入者の人数、さらに年金の受け取りを始めている受給者の人数、これらを述べていただきたい。そして、適格退職年金についても同じように、契約の件数、加入者数、そして受給者数を述べていただきたいと思ひます。全体像をはつきりさせたいと思ひます。

○政府参考人(辻哲夫君) まず、厚生年金基金の方から御説明申し上げます。

現時点における厚生年金基金の数は千七百九十四基金でございします。それから、加入者数は、これは平成十二年三月末でございしますが、千六百九十九万人でございします。そして、受給者数は百二十五万人でございします。

○政府参考人(金井照久君) 御質問の適格退職年金に係ります契約状況でございしますが、信託協会などで取りまとめました計数で申し上げますと、平成十二年三月末現在の適格退職年金契約の契約

件数は約八万一千件でございます。実施企業数は約九万六千社でございます。この契約におきまして加入者の数は約一千万人となっております。また、受給者数でございますけれども、平成十二年三月末現在の年金受給者の数は約三十八万人となっております。さらに平成十一年度におきまして退職一時金を受け取った者は約五十四万人となっております。

以上でございます。

○井上美代君 次に、現在の企業年金の給付額が大体どの程度なのか、そしてまた現在受給している人の受給額はどうなっているのか、厚生年金基金、そして適格退職年金の平均の月額を述べていただきたいと思ひます。

○政府参考人(辻哲夫君) 厚生年金基金について御説明申し上げます。

平成十二年三月末におきまして、厚生年金基金の平均年金月額が六万八千八百円、うち代行部分は二万八千九百円、上乗せ部分は三万一千九百円でございます。

なお、厚生年金基金の年金は終身年金を原則としておりまして、有期年金といったものを多く含む、そうでない他の制度との間で単純に平均額の比較はできないものと考えております。

○政府参考人(金井照久君) 適格退職年金契約に基づきます給付の状況でございますけれども、信託協会などが取りまとめた計数で申し上げますと、平成十一年度におきまして退職年金の給付総額は約三千九百二十八億円となっております。また平成十二年三月末現在の年金受給者の数は約三十八万人となっておりますので、これからまいりますと一人当たり平均の年金受給額は年間約百四万円という計算になります。

また、退職一時金の給付の状況でございますけれども、給付総額が約一兆七千六百七十七億円となっておりまして、平成十一年度中の退職一時金の受給者の数が約五十四万人となっておりますので、一人当たり平均の退職一時金の受給額は約三百二十六万円となっております。

以上でございます。

○井上美代君 今、年金額等が明らかに増えただけで、厚生年金基金は代行部分を除くと三万二千円ですね。そして、公的年金である厚生年金の平均月額が十七万七千円なんです。だから、五分の一ぐらいであるということがはつきりいたします。

私は、こうした年金がやはり高齢者の生活に与える影響が大きいんだということを申し上げたいわけですね。このように非常に老後の生活に与える影響が大きい年金についてさらにまたお聞きしたいというふうに思ひます。

現在、厚生年金基金と適格退職年金の財政の悪化というのが先ほどの質問でも大きく問題になってきているという感じがすると思うんですが、そして、特に、積み立て不足という状況が広がっているということがきょうの質問の中でも出されております。

積み立て不足というのは、将来に約束した給付を支払うために現在保有していなければならぬ金額に対して、実際にある年金の資金が少なくなっているということですね。この積み立て不足がひどくなり、そして企業年金の中に解散するものがあるいは約束した給付を引き下げるものが急増しているわけですね。

厚生年金基金について詳しくお聞きしたいと思ひますが、解散数と、そして給付の引き下げが近年どのように行われているのかということをお聞かせください。

○政府参考人(辻哲夫君) まず、厚生年金基金の解散、平成六年度以降を申し上げます。平成六年度、平成七年度、平成八年度、平成九年度、平成十年度、平成十一年度、平成十二年度の解散数は、八年度七基金、九年度十四基金、十年度十八基金、十一年度十六基金、十二年二十九基金といった形で解散件数がふえてきております。

それから、給付水準の引き下げを行った基金数、平成九年度以降を御説明申し上げます。平成九年度七基金、十年度十六基金、十一年度五十二

基金、十二年度百七十七基金となっております。○井上美代君 厚生年金基金の解散、そして給付の引き下げが急増していることが今の数字でわかります。

給付の引き下げは、二〇〇〇年度は、一九九九年で計算しますと実に三倍以上になっているんですね。適格退職年金についても、一九九九年は前年度に比べて契約件数が約三千五百減っている。そして加入者というのは二十八万人減少しております。

なお、適格退職年金の給付引き下げは、統計がないのでわかりませんが、相当の数字に上っているのではないかなと思われるわけです。本来、この積み立て不足というのは企業の負担で解決すべきものです。つまり、掛金をふやして解決していかなければならないのです。その積み立て不足が大きい場合には、償却計画をきちんと立てまして、そして何年かけて赤字を補てんするのが法令で定められた原則です。ところが、その積み立て不足を給付の切り下げという形で従業員に負担を転嫁して解決しようとしているということ、これはもう大変深刻な事態になっていると思ひます。

お聞きしたいと思ひますが、厚生労働省は四年前、企業年金の財政状況を検証する方法として、最低保全給付、そして最低積立基準額という概念を据えられております。そしてまた非継続基準という検証方法を導入されておりますが、これについてわかりやすく説明をしていただきたいと思ひます。

○政府参考人(辻哲夫君) 平成九年度に非継続基準の財政検証というルールができましたために最低保全給付という概念が確立されたわけでございますが、非継続基準と申しますのは、そのときにもし解散したとしたならば、各加入員や受給者の過去の加入期間に係る給付に必要な部分を持つていくかどうかということを検証すると、非継続といふのは、もしやめたとしたらばという意味でございますが、その各加入員や受給者の過去の加入期間に係る給付というものを最低保全給付と

言っております。これに必要なものを基準額と、こう言うっておるわけでございます。

○井上美代君 最低保全給付というのは、それまでの勤務期間に対応した給付のことです。最低積立基準額というのは、その最低保全給付を支払うのに必要な積立額ということなんです。

私は、ここに、厚生省の年金局企業年金国民年金基金課が監修になられて発行されております「財政運営基準の解説」というのを持っておりますけれども、ここにはこの最低保全給付について次のように説明をしております。

加入員について、従来は退職するまで保全すべき受給権の範囲は不明確だったが、受給権の保護を図っていくために、退職前であっても過去の加入期間に応じて受給権が与えられているとみなして最低保全給付を定めた、こういうふうにして述べられております。つまり、そのときまでの働きに応じた給付、それまで掛金を掛けて積み立ててきた部分についてはしっかりと受給権として守っていくという、その考えがここにあつて導入されているものなんです。企業年金問題が大変深刻なのに、この最低保全給付、最低積立基準にまでさかのぼって給付を引き下げる事態が広がっているという、ここが問題であります。

つまり、給付を引き下げるときには三つの方法がありまして、一つは、将来の働き分に対応する給付、これから掛金を掛ける部分の給付を引き下げるという場合です。二つ目は、これから部分にとどまらず、そのときまでの働きに対応した給付にまでさかのぼって、つまり先ほど述べました最低保全給付、最低積立基準まで切り下げる場合です。さらにもう一つあります。三つ目は、現在給付を受けている受給者の分まで、今も給付を受けているんです、その受給者の分まで給付を切り下げる、この三つがあるわけなんです。したがって、さっき言った給付の削減の数にはこの三つがまじり合っていることになりました。

最低積立基準まで切り下げた基金の数というの

が一体どのぐらいあるのかということをお聞きしたいと思ひます。御答弁ください。

○政府参考人(辻哲夫君) 平成九年度から十二年度までに引き下げたもののうち、最低保全給付が減少した、いわば最低保全給付を引き下げたケースは二百五十七件、それから受給者の引き下げを行ったケースは五件でございます。

○井上美代君 一九九九年までには切り下げを行った基金が七十五ありますが、そのうち最低保全給付を切り下げたのは五十九です。二〇〇〇年度だけで給付の切り下げを行った基金が百七十七あります。そのうち、最低保全給付を切り下げたのが百五十六もあります。これを計算してみますと、切り下げを行った基金というのは実に全体の九割を占めているんですね。将来分だけでなく過去の勤務にまでさかのぼって給付を切り下げているのですから、これはもう本当に大変なことだというふうに思ひます。

私は、重大な問題ですけれども、受給者の保護の観点から、この最低保全給付、最低積立基準という方式が導入されたにもかかわらず、その受給権が守られていないというこの問題でお聞きをしたいと思ひます。

アメリカのERISA法については何回か出てきておりますけれども、その部分の切り下げは禁じられており、そして、倒産というふうにもならない場合を除いて過去の部分まで切り下げることができないという、このERISA法には大変厳しいルールがしいてあるわけです。

そこで、日本の厚生年金基金がどのような理由で給付の引き下げを行っているか、その理由とそれぞれ何件の件数を述べていただきたいと思います。○政府参考人(辻哲夫君) 給付水準の引き下げの理由、それからそれに基づく十二年度までの引き下げの件数でございますが、まず、母体企業における退職金規程等の変更、これは退職金規程に連動しておりますことが多いことから、これにつきましては七十七件、それから、母体企業が経営悪化したというところで切り下げたのは七件、それか

ら、掛金負担の困難、過去のものを含めまして事業主が掛金を将来に向けて出して埋めなければならぬという理由で引き下げたもの、それから、これきないという理由で百六十四件、それから、これは別の理由でございますが、合併に伴う給付水準の変更、それに合わせるためにいずれかを落とすというところが四件。

以上でございます。

○井上美代君 給付水準の引き下げを行った基金数と引き下げの理由を今答弁してくださいました。今、簡単に答弁されましたけれども、一番多いのが百六十四という、この理由の中で挙げているのは三つ目になるのですが、「設立時又は直近の給付水準の変更時から五年以上が経過しており、かつ、給付設計を変更しなければ掛金が大幅に上昇し掛金の負担が困難になると見込まれるなど、給付設計の変更がやむを得ないと認められる場合」ということで、やはりこういうふうにしてカットをされているということ、ここが一番多いんですね。これはやはり、この理由が多いということは許されないことだと私は考えております。次に多いのが、最初に書いてあるものですけれども、七十七基金というふうには言われませんが、「基金を設立している企業において労働協約又は退職金規程等が変更され、その変更に基づいて基金の給付設計を変更する場合」と、こういうふうになっているんです。「債務超過の状態が続く見込みであるなど」と、こういうふうになっています。

企業がいろいろな理由をつけて引き下げるわけなんですから、何しろ、債務超過の状態が続く見込みであるなどという、「など」というところが非常にあいまいな形になっているんですね。そういう点からも、この引き下げが行われているというところに、その内容に問題があるというふう

に思うわけなんです。給付切り下げを行った二百五十二の基金のうち、経営困難で切り下げたのがわずかに七つでし

んです。そして、大部分というのは掛金が将来上昇するからという理由なんですね。つまり、大部分の厚生年金基金は、経営が困難になっているわけではないのに、過去の働き分、つまり既に発生した給付にさかのぼって切り下げられているのです。これはおかしいじゃないですか。大変重大な問題だということに思ひます。

将来どれぐらい株が上がつて、どれぐらいの利回りになるのか、どれぐらいの人数になるのか、大変これは予想が難しいことだと思ひます。企業側の恣意的な裁量が入る危険が非常にあります。年金は長年に掛けていきます。三十年の人もいれば、四十年という長年にわたって掛け、そしてまた運用するわけなんですね。だから、経営が困難ではないのにこんなに簡単に引き下げてしまっているのかという、こういう大きな疑問をこの点について感じていらっしゃるわけです。

やはり最低限の給付水準を定めること、つまり、最低保全給付、最低積立準備金については切り下げを禁ずることが必要ではないかというふうに思ひますが、大臣、非常に重要な部分ですので御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(坂口力君) 今、委員が御質問になりましたので、そして局長が答えますこの数字をずっと見ておまして、やはり最近の経済状況の悪化につれてこの年金にも非常に大きな影響を与えているということを見ながらお聞きをしていたわけでございます。

今、いろいろの御意見がございましたが、しかしこの企業年金の給付をどのような内容とするかというところは、基本的にはこれは労使の自主性にゆだねられているものでございます。そのような基本的な性格を踏まえた上で、今回の法案につきましては受給権保護を図るための措置を整備しているというところでございます。

おっしゃるお気持ちは私も十分わかっておりまして、相なるべく、せつかく掛金をしていただきましてこの年金がそのまま持続できるようにできただけのことではしなれないという思いで

私も聞かせていただきましたが、しかし、もとになります企業が倒産をしてしましましては元も子もないわけでございますから、そのところはやはり我々も十分に理解をしながらこの年金のことを考えていかなければならぬだろうというふうに思っております。

しかし、今御指摘になりますように、余り軽々に、いわゆる企業の実績がそれほど悪化をしていないのに年金の方を先にカットするというふうなことがあつてはならないということは、私もそのとおりだと思っております。

○井上美代君 今、大臣、それほどでもない。私は、経営困難で切り下げているのはたつた七つだと、多くがそうじゃない理由で切り下げているんだということを申し上げたんです。だから、そこは非常に約束とも違つて、そして生活費をやつと掛けている人だつていてるわけなんです。だから、そういうふうには掛けていないにもかかわらず、もう受給されている人にもさかのぼって切り下げをするなどということは許されないというふうに思ひます。

既に受給者がいらつしやるんですけれども、そこまで切り下げるといふことについては、大臣、いかがでしょうか。これは許されないんじゃないでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) ちょっと技術的な点で一つ御説明させていただきますと思ひます。

経営困難は少なく、掛金負担の困難が多いというところは、これはちよつと統計上とか集計上の論点もあります。単独の企業がつくった基金というのは経営困難というところで出てきておるわけですが、総合型の場合は、総合型の中の会社で、経営困難なのでついでにいけないというのが相当あるというところが、全体としては経営困難という形でまとめられませんが、そういうことで掛金負担困難というふうには計上されております。実質はやはり経営困難という面の非常に強いものだというところを一つ申し上げたいと思ひます。

それから、給付引き下げにつきましては、これは、受給者が希望した場合には引き下げ前の額に相当する一時金が保障されているという前提でございます。

○井上美代君 先ほどの答弁ではわずかに七つというところが出ておりますので、そのようにまた言いわけをしつたりされるというのはいかがかと思います。

私は現状もいろいろ聞いております。きょうも傍聴にもおいでになっておりますけれども、現状と、今そちらが答弁されました数字というのは重なっているわけですね。だから、やっぱり現状で苦しんで、本当に苦勞している人たちがいるんです。だから私は、受給者まで切り下げているという問題については、これは非常に重要な問題であるというふうに思いますので、検討していただきたいと思ひます。大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) まず受給者については、三分の二の同意が必要だといったいわば重い手続を課しまして、なおかつ、本人が希望する場合に引き下げ前のものを保障するという既得権を保障しているものでございます。

このような十分の手続と既得権への配慮を行っておりますので、これにつきましては、今申しましたのは厚生年金基金の例でございますが、このような慎重な手続というのを今後変える考えはございませんし、新確定給付企業年金法におきましてもこの手続と内容というものを維持したいと考えております。

○井上美代君 大臣に私はお聞きしているんですけども、大臣なかなか御答弁いただけませんので、この給付年金が不十分であるというふうに先ほどから御答弁くださっております。そして、いいものにしていかねばいけないというふうに先ほどから御答弁くださっておりますが、こういう問題のあるところは、改善しないと参考人は今言われましたけれども、私は改善していただかなければいけないんだというふうに思います。いかが

がでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 今までの企業年金と同じように、既にお支払いをしている皆さん方にはしていくというのを言っているわけですから、私はそれでかなり歯どめになるのではないかとこのように思ひます。

○井上美代君 質問したいことがありますので先に進みますが、今の御答弁では全く私の質問の答えにはなっておりませんので、私は、今の点につきましては、持ち帰って検討もしていただきたいと思ひますし、改善をしていただきたいということをお願いいたします。

厳格な基準を設ければ確定給付年金を採用する企業がなくならないようなことを盛んに言われましても、その厳格な基準のアメリカではむしろ、労働者を確保するために、一定規模の企業では確定給付年金が見直されてふえていくわけですね。こういう現象が起きているんです。国民の老後の生活設計、そして生活保障にかかわる制度ですから、私は厳格なルールを定めなければいけないというふうに思ひます。その上で競争原理に任せれば、よりよい人材を確保するためによりよい確定給付年金をつくっていく競争がそこから生まれていくのではないのでしょうか。やはりこの点はアメリカ式を学ぶべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 確定給付企業年金法、この法案提案の一つの背景でございます適格退職年金、ただいまにおきましては、積立義務さえないという状況のもと、むしろ、まず確定給付の企業年金が安全で、さらに充実するような受給権保護をするということに今着手しているところでございまして、確かにアメリカで指摘のような形がございまして、これは公的年金の上乗せの、労使が話し合つて多様なニーズにこたえるためにつくる企業年金、これは今言つたような環境整備をする中で労使がつくり上げていく、そしてそれを法の枠組みで、実態に応じて枠組みを形成していく、こんな形で、現時点におきましては、この確

定給付企業年金法におきまして受給権の保護をこのように図ることが最善の道であると考えております。

○井上美代君 今回の確定給付企業年金法案には、確定給付企業年金から今度は確定拠出年金、いわゆる日本版の401kですけれども、これに移行できる規定が設けられております。そして、今回の制度改正で、厚生年金基金そして適格退職年金など、従来の確定給付型の企業年金も日本版の401kに移行できるようにいたします。

特に重要なポイントは、これから掛金を払う分だけでなく、今まで掛金を払つた分、つまり先ほどの最低積立基準にまでさかのぼつて九割と移行できることになっている点は重要であると思ひております。

この点でまず確認しておきたいのですけれども、現在既に企業年金の給付を受けている受給者からの疑問について質問します。

厚生年金基金、適格退職年金、あるいは今回新たに定められた確定給付企業年金が確定拠出年金に移行した場合に、その企業から年金を既に受給していた受給者の年金というのはどうなっていくのでしょうか。既に受給している人の年金が401kに移行することはないと思ひますが、その点を含めて御答弁をお願いいたします。

○政府参考人(辻哲夫君) 今、御指摘なさいました確定給付型の企業年金から確定拠出型年金に移行するというケースにつきましては、まず既存の確定給付の企業年金の一部のみを確定拠出年金に移行して引き続き確定給付型の企業年金を存続させる場合と、それからもう一つは既存の企業年金を終了、いわば廃止いたしました全部を確定拠出年金に移行させる場合、この二つのケースがございまして、いずれの場合におきましても、移行時点における受給者は確定拠出年金、いわゆる日本版の401k、これの加入者にはなり得ません。したがって、受給者に係る資産を確定拠出年金に移換することはできません。

どのような取り扱いになるかと申しますと、ま

ず既存の企業年金の一部を確定拠出年金に移行して、引き続き確定給付型の企業年金を存続しながら一部を確定拠出年金を行うという場合は、受給者に関しましては、厚生年金基金、適格退職年金、それから新法に基づく新企業年金のいずれにつきましても、移行時点における受給者は、制度が残っておりますので、引き続き既存の企業年金から従前どおりの給付を受け取ることができま

す。

一方、既存の企業年金を終了して全部を確定拠出年金に移行する場合は、これは払う既存の企業年金はなくなるわけでございますので、通常の解散と同じでございます。移行時点における受給者に対して既存の企業年金の残余財産が一時金として分配されることとなります。

ただし、厚生年金基金の場合は、既存の受給者に係る財産を厚生年金基金連合会に移しかえいたしまして、引き続き連合会から従前の確定給付型の年金を受け取り続けるということができるとなっております。

○井上美代君 今御答弁がありましたけれども、厚生年金基金以外の確定給付企業年金の受給者については、もとの企業の企業年金が九割と確定拠出年金に移行してしまつと、年金として給付を受けることはできなくなり、一時金として受け取るしか方法がないということですね。これはやはり、過去にさかのぼつて九割と移行を認めたことに問題があるということをお私に指摘しておきたいと思ひます。

次に進みます。

確定給付年金と確定拠出年金、これ、大臣はどちらが老後の生活保障にあふわしいとお考えになりますでしょうか。大臣の御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(坂口力君) それはやっぱり人によつて、場所によつて違ふと思ひますが、どちらも私は大事だと思ひます。企業全体で考えますと、確定給付型の企業年金の方がいいんだというふうに思ひますし、個人に焦点を当てて考えまし

たときには、確定拠出型の方がより扱いやすいのではないかとふいに思っています。

○井上美代君 予想どおりの答弁でちよつと残念なんですけれども、私はやはり、給付のとき確定をしていないととても不安だと思ふんですね。これだけ経済が激動しているんですから、やはり給付されるときにきちんと決まっているということが必要なんだというふうに思っています。

ここに、厚生労働省のつくった「確定拠出年金法(案)のあらまし」というパンフレットを私持っております。この中でも確定拠出年金のマイナスイメージとして挙げられているのが、老後に受け取る年金額が事前に確定しないということとを挙げられておられるんですね。事前に給付のときの年金額が確定しないということ、これがマイナスイメージとして挙げられております。

国民にとつて老後の生活保障ということを考えれば、将来の給付が約束されている確定給付年金に、やはり私は先ほど申し上げましたように軍配を上げなければいけないのではないだろうかというふうに思っています。それにもかかわらず、既に確定企業年金の給付の発生している分までさかのぼつて九割と移行を認めてしまっている。この点は絶対に容認できない内容であります。現在の労使の力関係でいけば、どんな歯どめなく確定給付から確定拠出年金へと移行が進むことは、本当に火を見るより明らかではありませんか。私はこのことを思うと、本当にこの法案の問題点が非常に大きいというふうに思っております。

私は、次に、代行返上の問題を上げたいと思います。

今回の法案では、厚生年金基金の重荷になった代行部分を返上できるようにするわけですが、一九八〇年代に厚生省は厚生年金基金の設立を推奨してまいりました。その際に代行のメリットを強調したと思いますが、その強調のメリットというのは何だったのでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 私ども、現在も厚生年金基金の意義というものを次のように考えており

ます。

厚生年金基金は、厚生年金の終身年金の給付に上乗せして一定以上の水準の独自の給付を一体的に行うということ、老後の生活設計という面では、終身年金という信頼感、これは非常に大きいものだと考えております。

また、企業独自の年金として終身年金を行うという今の話と合わせまして、厚生年金の代行を行うことにつきましても、資産規模等における運用面のスケールメリットなどがある、こういったところは厚生年金基金の意義であると考えております。

○井上美代君 代行のメリットは、規模を大きくすれば資産運用がリスク分散などで安定化するという点、これを言っておられるんだと思います。が、今回、代行返上でかなり規模が縮小する企業年金が出てくるのではないかとふいに考えるわけです。こうなると、資産運用が大変不安定化していくということが避けられないのではないのでしょうか。こういった点でも、支払い保証制度をつくつて、そしてきちんとしたセーフティーネットを張ることが大事ではないかというふうに考えます。

支払い保証制度については、財界から強い反対があったということはよく存じておりますが、そういう要求を入れて、結局今回の法案には盛り込まれませんでした。

モラルハザードを招くということが盛んに言われました。つまり、まじめに積み立ててもせず倒産したときだけ給付を持つていくような悪質な企業が出てきて、まじめに積み立てを行い保険料を払っている企業が損をするという理屈です。

そこで、この問題について質問しますけれども、現在、厚生年金基金連合会の任意の共済事業として行われている支払い保証事業があります。そこでは、それぞれの基金から集める拠出金の支払い方法として、未積立債務額に応じて払うという方式も採用されておりますが、これはどういふもので、どういふ考えに基づいたものである

かということを御答弁願います。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘の厚生年金基金連合会の支払い保証事業、これは、厚生年金基金連合会の会員があらかじめ拠出金を出してプールして、そして解散のときに不足額があるところについて不足額を充当する、こういう仕組みでございますが、そのあらかじめ出す拠出金の額は三つの考え方の合計をしております。

一つ目は、基金の加入員数及び受給者数等の人数に応じた一定の額、それから二つ目が、最低責任準備金の〇・三倍、これが支払い保証限度額でございます。残念ながらすべてを保証できないという仕組みになっておりますが、この〇・三倍とされている保証限度額に一定の額、今御指摘の点は、支払い保証限度額に対し積み立て不足となつていく額に一定の額、この三つの額を合計することになっておりますが、この積み立て不足に一定の額に一定の額、この三つの額に多いという、いわばそういう責任の重さに応じた負担をしておりますので、その点、いわばモラルハザードといえますが、努力した者と努力していない者の差をつけているということでございます。

この拠出の仕組みができましたのは、そもそも、厚生年金基金連合会の会員たる厚生年金基金、これは同じ仕組みで適用されておまして、給付の仕組みも同じように仕組まれており、積み立金も同じように仕組まれており、そして営々と皆が同じように努力してきたということで、同じ土壌を持った会員が任意で合意して、任意で成り立っている制度でございますので、このような仕組みを会員が話し合つて受け入れた。その結果、このような三つの要素の一つの要素にこういう考え方が入つていてということでございます。いわば、皆が納得して受け入れた考え方であるということでございます。

○井上美代君 最後の質問になりますけれども、アメリカでは、積み立てをまじめにしない、放置するモラルハザードを防ぐために、課税措置などとともに、支払い保証制度の拠出金について、積み立ての不足が大きくなるほど拠出金を引き上げるなどペナルティーを講じております。このような工夫を重ねればこういったモラルハザードは防げると考えますが、この点について私は大臣に答弁を求めたいというふうに思っています。

○国務大臣(坂口力君) 今朝来、この支払い保証制度につきましてもいろいろの御意見がございました。皆さん方からのいろいろの御意見もあつたところでございます。これは、皆さん方の御意見にもありますように、これからの努力をして、そしてぜひよりよい制度にしていかなきゃならないと私も考えております一人でございます。

ただいま御指摘いただきましたような制度というの、それは一つの行き方ではないかというふうに思いますが、今後ひとまた検討課題の一つにさせていただきますと思います。

○井上美代君 質問を終わります。

○委員長(中島眞人君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、金本邦彦君が委員を辞任され、その補欠として海老原義彦君が選任されました。

○大脇雅子君 たくさん質問が重ねられました、大体の焦点も絞られ、お答えもたくさん出たところで概略的な点をまた御質問させていただきますが、それは確認的なものと考えていただきますと思います。

〔委員長退席、理事亀谷博昭君着席〕

公的年金制度との関連について初めに御尋ねをいたします。

一九六一年に我が国は国民皆年金・皆保険という制度を確立したわけですが、しかし、その後、経済成長が鈍化したたり少子高齢化の進展に伴う人口構成が変動したことによりまして、年金財政の脆弱化あるいは悪化が生じてきました。その結果、保険料の引き上げ、給付年齢の引き上げ、給付水

準の切り下げ等、制度内容の見直しが行われてまいりました。しかし、国民が職業生活から離れた後、基本的な生活を支える公的年金制度を堅持する意義は非常に大きいものがあります。いわゆる三階建ての企業年金の制度、これは終身雇用の日本的な雇用慣行と相まって、有能な人材を長く企業に確保するという機能を発揮したと思います。現在におきまして、まず公的年金制度と相まつの企業年金制度の位置づけというものを確認しておきたいと思ひます。

○副大臣(棚屋敏信君) 委員の方から、最初に公的年金制度に対する企業年金制度の位置づけということでお尋ねをいただきました。

国民年金あるいは厚生年金などの公的年金、これはこの企業年金を審議していただいております委員会でも随分議論がありましたけれども、国民の老後を支えるために社会全体で世代間扶養を行う仕組みでございまして、現役時代から見ると極めて遠い将来の高齢期の生活の基本部分をどんなに長生きをされても終身にわたって確実に支えるということとその役割としていっているように整理できるかと思ひます。

一方、企業年金などの私的年金につきましては、個人や企業の自助努力に基づきまして掛金を積み立てて運用する、そこから給付を行うというものでございます。企業年金は公的年金と、まさに委員御指摘のように、相まって、多様化する老後のニーズにこたえてより豊かな老後生活を実現するためのものでございまして、少子高齢化が一層進んでいく中で、その充実がますます求められていくものと考えているところでございます。

○大脇雅子君 土台は公的年金制度ということになるかと思ひます。この土台がしっかりしてこそ、その上に立つ企業年金制度も効果を発揮すると思うわけですが、近年、公的年金制度は世代間連帯を機軸として発展してまいりましたが、年金財政の悪化が問題となる状況で、現役世代、とりわけ若い世代に、次の世代に財政負担を多大にかけるということになるわけで、制度の存続そのもの

のいろいろな危ぶまれているわけでありまして。先ほど未納者の問題を鋭く突かれた議員もありましたけれども、この制度に対する信頼醸成と確立、とりわけ若い世代は世代間の不公平感が強いということ、保険料を負担するけれども将来自分たちはもたないのだから、非常に額が少なくなるのではないかと制度に対する信頼をなくしつつあるという指摘がなされています。こうした意識について御調査をされたことはございますか。

○政府参考人(辻哲夫君) 平成十一年国民年金被保険者実態調査をさきに公表させていただきました。お尋ねですが、その調査によりまして、大都市の若年層において最も未納者の割合が高くなっているという傾向が見られます。また、未納の理由については世代別に見ますと、若い世代におきましては、保険料が高く経済的に支払うのが困難、あるいは国民年金を当てにしていないといった理由を挙げている者が多いという傾向が見られます。

一方、この調査結果から未納者の実態を見ますと、所得面で納付者と余り差異がない、また過半数の者は、これは全年齢でございまして、生命保険、個人年金に加入し、相当額の保険料を負担している。また、未納者の割合は年代が高くなるに従いまして急速に減少いたしております。

こういったことを総合的に考えますと、若い世代につきましては、公的年金制度に対する理解が浅いのではないかと考えられます。これまで私ども、若い世代に対して公的年金制度の理解を深める努力が必ずしも十分ではなかったと認識しております。この点、今後重点を置いていく必要があると考えております。

○大脇雅子君 若い世代の不公平感について今後とも啓発をしていきたいというふうに述べてこられました。その具体的な方針についてなかなかあいまいではなかったかと思ひます。具体的にこうした世代の不公平感というものについて、どのように厚生労働行政として受けとめ

られて、分析し、そして具体策を打たれていくつもりか、改めて伺いたいと思ひます。○国務大臣(坂口力君) 公的年金につきましてはなかなか若い世代の皆さん方の御了解が得られにくいというところは御指摘のとおりでございます。昨年でございましたが、年金の改正を行いました。たときにもいろいろの御意見はございましたけれども、老後の給付の額をふやすよりもむしろ保険料を納めていただく皆さん方が過度の負担にならないということを前提にした年金制度の改正というのが行われたわけでございまして、それらの点はそうした若い人たちの心境をも配慮した私は改正であったというふうに思っている次第でございます。

そして、若い人たちは自分が支払った保険料が将来戻ってくるという考え方でとらえておりまして、これまでの世代は自分が支払った以上の給付が受けられるのには自分たちは支払った保険料も戻ってこないのではないかとという認識が広まっているのではないかとというふうに懸念をいたしているわけでございます。

長い道のりを重い荷物をしよいながら行く人生でございまして、公的年金というのはいずれにいたしましても大変大事な問題でございまして、遠い将来の老後を確実に保障する最も合理的な仕組みとして社会全体の世代間扶養を基本とする相互扶助の仕組みであることに間違いがないわけでございます。

公的年金がなければ、年金保険料を支払うかわりに、個々人で年金給付のない親の扶養というものもこれは行わなければならないわけでありまして、自分が払って自分のところに戻ってくるということだけではなくて、せめて自分と自分たちの両親との間の関係を見ていただいて、そしてもし今、年金という制度がなければ自分たちが毎月両親に対して何がしかの仕送りをしなければならぬ、その分はやはりこの年金が今していただいているというこの現実にも目を向けていただいて、そして現在の高齢者の皆さん方のために自分たちは

今出しているけれども、将来はまた自分たちのために次の世代が出してくれるのだという、その相互扶助の精神がこの公的年金にはより大事だということをどう理解していただくかということが一番の中心だろうというふうに思っている次第でございます。

その辺のところを若い世代の皆さん方によく御理解をしていただけるように、私たちもこれはいろいろな機会をとらえて、そしてよりわかりやすく説明をしていかなければならないというふうに考えている次第でございます。

○大脇雅子君 質問通告をしていないんですけれども、相互扶助とか連帯性というものについて私はいろいろいつも考えているわけでございまして、例えば、これは前に申し上げたかもしれませんが、一体どこから来るんだろうと思つて、スウェーデンに通い詰めたことがございます。

風土が寒いし人口も少ないからそういう中で歴史的にはぐくまれたという考えもありますけれども、私は幼稚園を幾つか見て回りまして、幼稚園が年齢別で切り分けられていないわけですね。幼稚園のクラスというのは、小さな赤ちゃんと小学校へ上がるまでの人が一クラスでありまして、上の人は下の人を見ながら、下の人は上の人に助けられながら保育園を卒業していく。だから、一つするにしても、年齢別で競争するわけではなくて、お互いに頑張つて助け合うということでございます。そして、必ず保育園の横に老人施設がございまして、その老人施設と往復をして交流をしている。地域の小学校もまたそういうところに溶け込んでいる。

私は、厚生労働大臣が構造改革、教育改革をされると、これは文部省の関係もあるかもしれませんが、保育所とか幼稚園、とりわけ保育園を小学校や中学校、高校のように年代別で分けないで、そういう相互扶助の精神を現場で学ばせる、そういうシステムに変えていただくと、日本の中にも連帯の相互扶助という物の考え方が小さいときか

ら育っていくのではないかと、いうふうについて考
えまして、ぜひそういうクラスの構成の仕方みた
いなものを一度考えていただきたいというふうに
思っておりますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 貴重な御意見でございま
すから承らせていただきたいと思いますが、確か
に日本の場合にはそうした行き方ではなくて、本
当に年齢別にきちっと割り振りをした行き方に
なっております。やはり上下の関係というものが
小さなときから断ち切られているのかもしれない
せん。小さなときからそういうことをもう少し見
直していくというのよりは、御指摘のとおりなの
かもしれないというふうに思いますが、私今お聞
きをしながら、しかしそういうことを言うときと
幼稚園の先生方から、小さい赤ちゃんを大きい子
がけつたらどうするかとか、そんなお話を
出やしないかと思いつきながら聞かせていただい
たわけですが、しかしそういういろいろなこと
があったとしても、やっぱりそういう交流も大事
なのかもしれません。

よく考えさせていただいて、私たちもやはりそ
うしたことも考えながら、小さなときからの教育
ですから、小さいときからそういう考え方がどう
したら芽生えていくかということをもっとやっば
り考えていかなきゃならないということはもうよ
くわかります。ありがとうございます。

○大脇雅子君 助け合いというのは昔は地域の中
でやられていたんですが、このごろは地域が分断
され、子供も一人っ子になり、兄弟が少なく
なる、そういう中で、やはり私はそういう連帯の精
神というものを、これはもう百年で育てるよう
なことではないかと思っております。これは私の本
当に前から持っておる考え方でございますが、よ
しくお願いしたいと思います。

さて、確定給付企業年金法案についてお尋ねを
続けていきたいと思っております。

現行の企業年金制度につきまして、税制適格年
金制度というものの加入者数、あるいは年金資産
の運用等の実態から見れば解散件数というものが近

時非常にふえてきているというふうに言われてお
りますが、改めてどの程度なのか、お尋ねをし
ます。

○政府参考人(金井照久君) 適格退職年金契約の
状況につきまして御説明させていただきます。

信託協会などが取りまとめた計数で申し上げま
すと、平成十二年三月末現在の加入者数は約
一千万人です。信託銀行、生命保険会社
等の受託機関に年金資産として積み立てられてお
ります金額、これは平成十二年三月末現在で約二
十一兆円となっております。

また、最近の適格退職年金契約の解約件数で
ございますが、直近三年分を申し上げますと、平成
十一年度及び平成十年度におきましてはそれぞれ
約四千五百件、平成九年度では約三千六百件と
なっております。

○大脇雅子君 こうした破綻とか解散に至った理
由はさまざま御説明がありまして、またかと思わ
れるかもしれませんが、もう一度この理由を再
確認させていただきます。

○政府参考人(金井照久君) 適格退職年金契約を
解約いたします理由といたしましては、事業主の
倒産により契約を継続できなくなったために解約
する場合のほか、労使間の合意によりまして任意
に解約する場合や厚生年金基金に移行するために
解約する場合等、種々の原因があるというふう
に見ております。

○大脇雅子君 適格年金制度がそうした財政上の
問題を抱えながら、経済事情に大きく左右されな
がら、これからは新規契約は認めず、既存のもの
は十年間で他の企業年金制度へ移行を義務づける
ということになっております。最初は五年というこ
とだったはずなのが、それが何か十年に延びた。
なぜ十年なのかという点と移行の見通しについて
お尋ねします。

○政府参考人(辻哲夫君) 基本的に、まず円滑な
移行が行われるように十分な配慮が必要であると
いうことでございまして、いわゆる制度の再計算
というのが五年単位が基本になっておりまして、

二回分ぐらいといったような考え方をベースに置
きまして、かつ実態として、十年間、具体的には
経過措置を講じまして移行しやすくするというこ
とにしたわけでございます。

十年間、そのようなことで置いたわけでござい
ますが、経過措置をいたしまして、さらに細かく
積立基準や給付設計について、積立基準について
は、通常二十年というのが厚生年金基金の今の
ルールでございまして、この十年と足しま
して最大大体三十年間ぐらいかけてゆっくり解消
していただければよいというようなことをいたし
ました。給付設計につきましても、新しい制度
では適格退職年金から見ますといわゆる厳しくな
るという面もありますが、その厳しい基準という
のは新たな加入者だけに限るような経過措置にす
る。

こういったように、移行しやすいように、理解
しやすいように、それから、新企業年金以外の確
定拠出年金や中小企業退職金共済にも移行でき
る、こういったようなきめ細かな手当てを入れま
して、私ども、十年の間にこの今の適格退職年金
というものが円滑に移行するものと考えておりま
す。

○大脇雅子君 規約型、基金型企業年金の個別の
論点について次にお尋ねをいたします。

確定給付企業年金法案は、現在審議中の確定拠
出企業年金法案とともに、受給権者の保護、労使
の自主性の尊重ということをキーワードとしてい
ると思われ、この点について、

まず労使の自主性の尊重という意味から、労使の
合意の効果についてお尋ねをします。

まず、この制度の発足においては、労使の自主
性尊重の趣旨から合意が要件とされております
が、この合意形成というもののついて問題は何
かないのでしょうか。規約の内容において必要記載
事項は具体的にどこに力点が置かれ、またスター
ト時点の合意内容が後に景気や経済状況について
の判断の相違が生じた場合の処理、これをどうし
たらいいか、あるいは受給資格の変更とか掛金負

担の変更等の必要が生じた場合の取り扱いなどの
ようになるのでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) まず、合意形成につい
てでございますけれども、企業年金の運営に当
たつて重要な事項はすべて規約の記載事項といた
しまして、これらの事項が労使合意に基づいて決
定され、その内容が従業員に周知されるように
なっております。

規約型については第四条、基金型につきま
しては第十一条の各項に重要事項というものを列挙
いたしまして、これらにつきまして労使が、内容に
ついては御紹介申し上げますが、相当具体的に
重要事項が網羅されておまして、これに基づい
て労使が合意をするという形で整理をされてお
りますと同時に、さまざまな社会状況の変化で規約
の変更が必要となる場合が十分あるわけでござ
います。法案第六条におきましてその手続を決め
ておまして、規約型の場合は労働組合等の同意
を得て、基金型の場合は代議員会の議決を経て、
いずれも厚生労働大臣の承認、認可を受けて、そ
してそのような状況の変化に対応できるように仕
組まれております。

○大脇雅子君 こうした合意の形成について、例
えば労働組合がある場合、ない場合、そういった
場合は違つてまいりますか、その手続において。

○政府参考人(辻哲夫君) 従業員の過半数で組織
する労働組合があるときには当該労働組合の同意
を得て、そして過半数で組織する労働組合がない
ときは当該従業員の過半数を代表する者の同意を
得てということと合意形成をお願いすることにし
ております。

○大脇雅子君 そうしますと、例えば就業規則に
おいては従業員の意思の形成の民主的な法則とい
うのを決めているんですけれども、やっぱりそう
いったような考え方は準用されると考えてよろし
いんですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 基本的に、いわゆる労
働条件と申しますか、退職金にいたしましてはそ
うでございますし、そのようなものの均衡とい

いますか、そのようなバランスを考えて、いわゆる労働条件につきましては意見を聞く、今申しました合意形成の過程の形が意見を聞くということになっておりますけれども、こちらの法体系の場合には一歩進みまして同意を得るということで、少し厳格かとも思いますが、基本的にはそういう労働条件の並びという考え方で整理されていると考えております。

○大脇雅子君 そうした民主的な手続面の充実も、例えば政令、通達等でしっかり踏まえておいていただけたらいいと思います。

それから、厚生労働大臣が承認をするわけですが、この承認申請手続におきまして、設立要件の不備とか、あるいはどの程度内容に立ち入って審査するのでしょうか。また、是正させる場合というものはどのような取り扱いになるのでしょうか。また、取り消す場合の要件は何かあるのでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 規約の承認行為というのは非常に重要でございますが、具体的には給付の種類、受給の要件、額の算定方法、給付の方法に関する事項、掛金の拠出に関する事項等々、法令に定められた要件を満たしているかどうかを相当内容を精査する、意思決定過程が適正であったかということを含めまして審査させていただくことになっております。

是正させるかどうかということでございますが、通常、申請に当たっては事前に申請者との間で法令に定めた要件を満たすことができるかどうかということについて十分意思疎通を図る、またその過程で必要なお話をさせていただいているということ、正式申請後の是正というものは恐らく生じないというふうに想定しておりますが、十分に内容面での話し合い、そして審査をさせていただくつもりでございます。

○大脇雅子君 加入者資格あるいは受給要件についてお尋ねをいたします。

加入者資格について規約に定める場合や受給要件につきまして特定の者について不当に差別する

ものであつてはならない、こうされておりますが、具体的にはどのような場合を想定しているのですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 特定の者についての不当な差別的なものというのは、例えば性別、国籍、給与の多寡、そういうことによる差別がありますれば、それはこれに該当する差別と考えております。

○大脇雅子君 そういたしますと、パートタイム労働者とか契約社員等の加入資格についてはどのようなものなのでしょうか。例えば、職業生活に続く将来的な生活安定に寄与する企業年金に加入できる者の範囲としては、パートタイム労働者や契約社員も当然確定給付企業年金の加入者となり得ると考えますが、どうでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘のとおり、パートタイムも厚生年金の被保険者であればその労使の合意に従ひまして当然企業年金の加入者となることができます。

○大脇雅子君 五十五条の掛金についてお尋ねします。

事業主負担を原則として、本人拠出については、年金規約で定める場合に加入者本人の同意を前提として認めることになっておりますが、本人の拠出を認める場合のメリットは何でしょうか。あるいは、負担しても受け取れない場合など、何かメリットも生じるのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 本人拠出を認めるメリットとしては、事業主拠出に限った場合に比べまして掛金が増加するわけでございますから、充実した給付を行うことも可能だということで、老後の所得保障としての機能が本人拠出も参加することによって強化されるということが挙げられます。

一方、例えば入社後、年金受給権が得られないような短い期間で脱退した場合には退職一時金にとどまり、本人拠出分に見合う給付が十分に受け取れない場合もあり得るわけでございますが、確

定給付型の企業年金は、その根本というのは加入者間における相互扶助の仕組みでありまして、本人拠出分についても基本的にはいわば相互扶助の一環として出ているものという性格を持つている、そして本人拠出を設ける場合にあっては実際に拠出するかどうかは本人の同意に基づくという前提になっております。

こうしたことから、本人拠出分を必ず給付しなければならぬ旨の規制までは行っておりません。なお、個別の企業年金における労使合意のもとで本人拠出分が必ず支給されるような給付設計をするということは可能でございます。

○大脇雅子君 では次に、受託者の責任の明確化についてお尋ねをしたいと思います。

この法律というのは、受給権者の保護といながら支払い保証制度がないことなど、さまざまに御批判がありました。私は、まずその六十九条に書いてある忠実義務、七十一条には投資等をなすという事業者、事業者というか、その受託をする人たちの忠実義務が七十一、七十二条に載っているんですが、この忠実義務というのはの定義をどのように解釈したらいいか、お尋ねします。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘のとおり、確定給付企業年金法案では、事業主、それから企業年金基金の理事、それから年金資産の管理及び運用を行う受託機関、この三者につきまして行為準則を定めておりまして、その忠実義務というものの内容は、具体的には、事業主につきましては法令、厚生労働大臣の処分及び年金規約を遵守し、加入者等のため、これは加入者のためのみにという趣旨でございますけれども、忠実にその業務を遂行しなければならぬということ忠実義務を課し、さらに第三者の利益を図る目的をもって資産管理運用契約を締結することを禁じるなどの禁止行為を定めております。

そして、次に企業年金基金の理事につきましては、今申しましたと同じような基金に対する忠実義務、そして第三者の利益を図る目的をもって資産管理運用契約を締結することを禁じる等の禁止行為とともに、その任務を怠った場合の損害賠償の規定を設けております。

そして、年金資産の管理及び運用を行う受託機関については、加入者等または基金に対する忠実義務、加入者等または基金のためのみに事務を執行するという忠実義務を定めております。

○大脇雅子君 民法によりまして、善良な管理者の義務というのがありまして、この善良な管理者の義務というのは一般の平均人の分別でもって行う管理義務というふう言われておるんですが、この忠実義務はそうではなくて、専門的な知識水準を持ったエキスパートの人たちが持つべき注意義務というふうに解すべきだと思いますが、その点いかがですか。

〔理事亀谷博昭君退席、委員長着席〕
○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘のとおりでございます。

○大脇雅子君 そうしますと、先ほど説明されました年金管理者の義務とか、あるいは運用者の義務についての行為準則がありましたが、ハイリスク・ハイリターンということの自己責任の原則というのはここでは適用はされず、やはりさらに高度に、加入者のために最少の経費でもって利潤を上げる義務というのがあろうと思うんですが、いかがですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 専門家としての注意義務ということ、基本的には、特に資産運用に関してその注意義務は大きな論点となるわけでございますが、これはリスク・リターンというものを考慮して、専門家としての注意をして分散投資、当然分散投資を含めてそれを行うという形での義務はかかっております。

○大脇雅子君 アメリカのERISA法によりまして、そこに課せられている年金基金の管理者とかあるいは運用者の義務の中には、やはり自分の資産とは必ず分別管理をすべきだという義務とか、あるいは代理の人に運用を任せていけなくて

自分できちつと執行する義務とか、そういったものが明示されているんですが、このERISA法と比べて日本の場合の忠実義務の責任の度合いというのは強化されているのでしょうか、同じなんですか。

○政府参考人(辻哲夫君) アメリカの確定給付型の企業年金における受託者責任の内容、これは加入者のために忠実に業務を行うという忠実義務、それから資産運用に関する注意義務、利益相反取引の禁止などの義務が資産の管理運営に携わる者に課されておりますが、ただいま説明いたしましたように、我が国の確定給付企業年金についてもこうしたERISA法の規定する責務と同内容をいうことを整理いたしまして、同内容の責務を課しているところでございます。

○大脇雅子君 そういたしますと、ERISA法ではこうした義務に対しては罰則の適用がありますが、日本はないわけですが、それに対してどのようにして実効性を担保しているのでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 米国のERISA法では、受託者がこの責務に違反した場合、調べてみますと、民事責任だけが課されておりまして、罰則や行政処分はないと承知いたしております。

一方、我が国の確定給付企業年金では、関係者の違反については、罰則はないものの、民事責任のみならず行政処分を課することとしておりまして、この点、今回私ども法案作成に当たりまして、ERISA法に比べて相当、関係者がこうした責務を果たせるように配慮をしたところでございます。

○大脇雅子君 そうしますと、行政処分があるというところではむしろ我が国のこの法律の方がまさっている。しかし、先ほども問題になりましたように、基金に損失を与えた場合の損失補てん義務というのは、これはどうなりますか。

○政府参考人(辻哲夫君) 基金の理事が注意義務を果たさないために損害を与えたときには、その損害賠償責任が存在するという前提になっております。

ます。

○大脇雅子君 そうしますと、結局は、アメリカのERISA法とかドイツの企業老齢年金改革法などでは給付の最低基準が保障されているんですが、それは日本ではないですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 給付の保護に関してはそれぞれさまざまな法体系を持っておりますが、水準についての規制はございません。

○大脇雅子君 そうすると、その水準の規制と最低付与基準とはちよつと違うんですかね。どういうふうに理解したいんですかね。

○政府参考人(辻哲夫君) 先ほど申しました趣旨は、どの国の法体系も企業年金たるもののこのような水準を保証しなければならないという規制あるいはその基準がなく、むしろ決めた確定給付のものをいかに保証するかという点での保証体系、例えばアメリカについては支払い保証制度というものがERISA法の体系であるわけでございますが、そういう体系が例えばアメリカにあるのに対してしまして、本法案におきましてはその支払いの保証というところが入っていないということでございます。

○大脇雅子君 そうすると、今まで多くの議員の方が支払い保証制度がないということが我が国の欠陥だというふうにさまざま質問をなさっていたらつしやいまして、私も支払い保証制度がないというのは本法案の一番基本的な欠陥ではないかというふうに思ふんです。この支払い保証制度については、さまざまな審議会では検討をするという検討事項になっているんですが、具体的にどのような手順でいつごろまでにこの支払い保証制度について考えるのでしょうか。

実は今、みんなで出そうとしている附帯決議の第一項にはそれが入っているわけですが、この間、憲法調査会の中で、内閣法制局の返答によりまして、附則に入っていないようなものは一つの努力義務にすぎないと、こう言われて、私はもう少し附帯決議というのは官公庁に対する施政の方向を規定する強いものだ。

今回の熊本のハンセン病の判決を読みますと、附帯決議があつて廃止すると書いてあつたのに全然ほうつておいたではないかということが実は立法不作為の大きな原因になっているわけで、だから要するにこれはどのように、附帯決議をつけます関係上もありませんが、具体的にいつごろまでにどのような手順でそれを検討するのかということを検討していられつしやうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 今回支払い保証制度を導入しなかつた経過を御説明申し上げたいと思ひます。

支払い保証制度、これは積み立て不足があつて、そして基金が廃止されたときに、その不足を補てんするための拠出金をあらかじめその確定給付企業年金のグループといひますか、を行っているものが強制的にその拠出金を拠出していただいて、そしてそれを保険原理によつて配分するというところでございます。

我が国におきましては、確定給付企業年金、このたびこの法案で適格退職年金から移行します新企業年金とそれから既存の厚生年金基金、この二つが確定給付企業年金になるわけですが、この二つのグループのうちで積み立て不足に相当差がございます。と申しますのは、そもそも適格退職年金につきましては積立義務さえなかつたというところでございますので、そういう状況が起きているわけでございます。

現時点においてそこに大きな差がありますときに、この相互扶助制度としての、あるいは保険制度ないしは相互扶助制度と言つてよいこの支払い保証制度の基盤がまだ醸成されてないわけでございます。これは公平の観点から見ても醸成されてないわけでございます。しかも、積み立て不足を解消するには相当な年数を要します。

そのような状況のもとで、まずこの新法におきまして積み立て不足というものをどのように解消していくのかということが、まずその基盤がどのようになっていくのかという実施状況を見きわめるといふことが前提でございますので、そういう状況のもとで、どの段階でどうというのを現時点で申し上げるような段階ではないと考えております。

○大脇雅子君 確かに、今さまざまな基盤の相違があるのですから、直ちの導入ということとは難しいかもしれませんが、しかし制度を仕組む以上、やはり支払い保証制度というものは必要不可欠ではないかと思ひますので、でき得る限り早くそうした制度を導入できるように思つております。

次に、情報開示についてお尋ねしますが、事業主は業務概況について加入者に周知させなければならぬとされておりますが、事業主等あるいは従業員に対しても義務づけられる周知徹底の財務状況等の内容というものはどういふものでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘の業務の概況の具体的な中身でございますが、掛金の納付状況、資産の運用状況、そして財務の状況、大きくこの三つがございします。

○大脇雅子君 通常の会計基準で行われる財務諸表とか決算報告書などもここに入りますか。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘のとおりでございます。

○大脇雅子君 衆議院における修正で、七十三条二項に「加入者以外の者であつて事業主等が給付の支給に関する義務を負っているもの」というものを入れた意義というのはいかなるものでしょうか。どのように考えられますか。

○政府参考人(辻哲夫君) この追加の趣旨でございますが、基本的には情報提供は、今申しましたような財務の状況というのは、積み立て不足がどのようなものか、そしてこれから掛金はどのようなものかといった、加入者に対してはこれは周知しなければならぬ。それから、この二項の衆議院における修正の対象は、受給者と、それから受給待機者、資格期間は満たしているけれどもまだ年齢に到達していない、この二つの方々が対象でございますが、この方々はいわば受給権が確定しておるといふことでございしますので、後これがずつ

ともらえるということだけがいれば一つの法律的な位置づけになっておりますので、必ずしもその状況をお知らせしなければならぬものではない。しかし、受給者にとっても企業年金がどうなっているかというのは深い関心事でございますから、これはできる限りお知らせすべきだと。その意味での努力義務が入ったわけでございます。

○大脇雅子君 第百条に定める報告書の閲覧請求についてお尋ねをします。

閲覧請求を加入者に認めておりますが、この趣旨は何でしょうか。そしてまた、請求を拒むことができる正当な理由がある場合にはこの限りではないとありますが、この正当な理由とは一体どんなことを指すのでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 閲覧の請求を加入者に認めている趣旨は、企業年金の運営状況について情報開示を行うことによりチェックを受ける、加入者がよりチェックをし適正な運営ができるようにという趣旨でございますが、この拒むことができる正当な理由と申しますのは、個別具体的なケースにおいて判断されるべきでございますが、一般的には、例えば同一人物による過度の反復継続的な閲覧請求や大人数による同時請求、こういった場合はその請求を一時的に拒むことにも一定の合理性があると考えております。

○大脇雅子君 さらに、正しく行われない場合の苦情処理というのがありますが、これは行政不服審査か何かの前置みたいな意味があるんでしょうか。これはどういうふうな位置づけたらよろしいでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) これは閲覧ということでございますので、処分性という、個人々人に対する処分性というよりも閲覧できるかどうかということでございますので、むしろ閲覧できない場合の状況については、労使でどうしてできないんだと、正しく行わない場合にはまず内部的にお話をしていただきたいと思っておりますけれども、制度的には、私どもに対して例えばそういう苦情が入りました場合には、私ども自身も調査をいたしまし

て、法令等に違反して情報開示が適切に行われていないと認められた場合には、厚生労働大臣は事業主、企業年金基金等に対して業務改善命令等の行政処分を行うこととされておまして、厚生労働省に指導してまいりたいと考えております。

○大脇雅子君 この個人が提出する掛金についての税制上の取り扱いについてお尋ねをいたします。

会社の方の掛金は損金扱いになっていくわけですが、損金扱いというか非課税の対象となっていくわけですが、個人の掛金を生命保険の控除とする取り扱いについて、なぜ個人の掛金は生命保険控除の対象とされるのでしょうか。通常、個人の加入の生命保険控除よりもむしろ社会保険の控除の方として見るのが妥当ではないかということが考えられます。

そしてまた、現在、通常の税務申告において、生命保険控除というのはほとんど五万円が枠でありまして、この生命保険控除の枠のままで個人の掛金を生命保険控除としても、どうも何の効果も実務上は生まれないような気がするんですが、なぜこのような取り扱いをされるのか、財務省の方にお尋ねいたします。

○政府参考人(木村幸俊君) お答え申し上げます。確定給付企業年金の従業員の拠出でございますが、御承知のとおり、事業主負担を原則といたしまして企業年金におきまして、企業年金の制度設計上、例外的、補完的な役割にとどまっております。したがって、その事業主負担だけの年金額、それ以上の退職年金の給付を受けた者が任意に支払うものでございます。そういった意味で、現行の適格退職年金の本人拠出同様、生命保険料控除の対象とせざるを得ないというふうな考えております。

対象としていってございまして、それから、生命保険料控除の問題でございますが、現在確かに生命保険料の控除につきましては、その適用状況、これ詳しい数字はないわけでございますが、適用割合を見ますと、民間の給与所得者でございますと、平成十年で見ますと大体八割強ぐらいの方が適用しているところでございまして。逆に言えば二割弱の方は適用していないわけでございますが、その枠をどの程度使用しているか、これについてちょっと私ども数字は持っておりません。

ただ、一つあえて申し上げることができるとすれば、通常の個人年金の場合でございますと生命保険料控除の適用がございまして、その給付時におきまして公的年金等の控除の適用はございせん。確定給付企業年金につきましては、その給付時におきまして公的年金等の控除の適用があるというところだけを申し上げたいと思っております。

○大脇雅子君 公的年金と企業年金との関係かもしれないけれども、制度設計というものを多少でも誘導していくという法的な意図があれば、やはり取り扱いは生命保険控除ではなくて社会保険控除と同等のような扱いがなされるべきでないかというふうには私は考えます。

それから、三十九条に老齢年金と障害給付金との併給調整について書かれておまして、一部または全部の支給停止に関する規定が設けられておりますが、この趣旨は何でしょうか。障害年金給付金との調整というのと何か少し趣旨にもとるような気がしますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 例えば六十歳を過ぎまして既に老齢給付金の受給権を有している者が事故により障害の状態となり障害給付金を支給される、こういうことがあられるわけでございますが、この場合、老齢給付金を必ず全額支給しなければならぬとすると合算した給付額が極めて高額になる、こういうことで、それについても必ず給付を行わなければならないことになってしまします。三十九条はこのような場合に労使合意により

規約に基づきまして老齢給付金の全部または一部を支給停止し、合計の給付額を適切な水準とすることができるという趣旨で置かれております。

なお、この給付額の調整を行うかどうかは労使の合意に任ざれておまして、労使合意に基づき、このような場合においても相当高額であつても両方の給付を全額支給しようという場合にはそうすることも可能でございます。

○大脇雅子君 質問時間も少なくなりましたが、この法案提出の意義についてでございますが、今回の新制度は寄託する費用の計算と将来の受益とのバランスをどのようにとらえているのでしょうか。運用コストをどのようなものとして見たらいいのか、どの程度のシミュレーションをしておられるのでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 基本的に厚生年金基金がそうでありまして、一般的には信託銀行あるいは生命保険会社といったところと資金運用を中心としたしまして委託を結ぶわけでございまして、これにつきましては市場的な競争のもとで決まっておりますわけでございますが、この新制度におきましても基本的には既存の厚生年金基金と各社との関係と同様のものになるものと考えております。

○大脇雅子君 さて、最後の質問で、よろしくお願ひしたいのですが、この法案でポータビリティは誘導されるのかどうかということでございます。

それから、やはり資産運用能力が非常に低い日本の銀行や証券会社と比べて、非常に商品もたくさん持っていて多様化したものを持っている外資系の銀行や保険会社にこれが流れていくということは見越されるのでしょうか。最後にその傾向をお尋ねして、終わります。

○政府参考人(辻哲夫君) この確定給付年金についてでございますが、確定給付年金は長期の加入を前提として構成されております。そういうことで、長期間加入した場合にどのぐらいの期間加入して、そしてどのような年金を出すか、これは相

当個々の企業年金によって差がございます。したがって、この給付設計が負担の方も給付の方もまちまちであるというものを、ポータビリティーにわたる御質問かと存じますが、通算するということは技術的に非常に難しいでございます。そのところは、この法案で取り込めていないということ、もう一つ、資産運用に關しましては、基本的には今の厚生年金基金の資産運用というものがなされているわけですが、それと同様の事象が展開するというところで、特段外資系にこの法案がシフトするというゆえんといえますか、理由を持っているというようなことはございせん。

○大脇雅子君 終わります。

○委員長(中島眞人君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、浜四津敏子君が委員を辞任され、その補欠として弘友和夫君が選任されました。

○西川きよし君 一昨日に続きまして、よろしくお願いを申し上げます。重複する部分はどうぞお許しくださいませ。自分自身も納得をさせていただきながら質問させていただきたいと思っております。

本日は、まず給付の水準ですけれども、この給付の水準につきましては、年金給付及び一時金の額は、定額または給与及び加入期間その他合理的な基礎に基づいて算定されるものでなければならぬ、また、給付は、加入年数や給与等に照らし、特定の者について不当に差別的なものであってはならない、こういうふうな法律には書いてあるわけですから、まずこの点から御答弁をいただきたいと思います。局長、よろしくお願いたします。

○政府参考人(辻哲夫君) まず、この給付の基準についてでございますが、確定給付型の企業年金における給付額の算定方式には、定額に加入期間を乗ずる方法や退職時の給与に加入期間に応じた

給付率を乗ずる算定方式や勤務実績をポイント化いたしましたものを用いる方法、これらの方法を組み合わせるなどのさまざまな算定方法があるため、それらが可能になりますように、年金給付一時金の額は、定額または給与及び加入期間その他合理的な基礎に基づいて算定されるものでなければならぬと規定しております。

また、会社の一定以上の役職の者に対して特別に優遇するような年金を設計する、これはもう不当差別でございまして、このような不当差別を防止するために、特定の者について不当に差別的であつてはならないという規定が入っております。

○西川きよし君 このところ、企業における従業員の処遇のあり方については、年功的な要素から能力でありまつか成果に対しての要素が大変強まりつつあります。そうした場合に、当然給与や昇給、また下がるかと思ふ降給、そういうものも反映されてくると思ふんですけれども、こうした変化については、企業年金にどのように反映をさせていくことが必要となるのか、ぜひ伺いしておきたいと思ひます。

○政府参考人(辻哲夫君) 我が国の雇用慣行は終身雇用や年功序列賃金といった特徴がございましたが、近年、勤労者の意識の変化や産業構造の変化などに伴いまして、御指摘のように能力や成果に着目して従業員を処遇する企業も増加してきています。ものと認識しております。

したがって、確定給付企業年金におきましても、もとよりその給付算定方式といたしまして多様なものを認める、相当給付設計を自由にするという考え方で構成されておりますが、今、申しましたように、例えば勤務実績をポイント化したものを用いるといった方法、これは今申しましたように条文で可能なようになっていくわけでございますが、こういったものはまさしく御指摘のよう

な状況における給与体系の変化に対応できる、そのような法体系になっていくと考えております。

○西川きよし君 ありがとうございます。

次に、掛金について伺いたいと思ひます。

事業主負担を原則として、本人拠出については、年金規約で定める場合に加入者本人の同意を前提として可能とする、こういうふうなされておるわけですが、今回の法案では、支払い保証制度が検討課題とされ、制度創設には至らなかつたわけですが、本人が拠出したものについて仮に支払われないという事態が生じることになれば、これは大変問題ではないかというふうにお考えでございますか。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘のように、本人拠出を設ける場合がありましても、これは強制的にということではなくて、実際に拠出するかどうかは本人の同意を要件としたおるわけでございますが、この本人拠出の考え方は、確定給付型の企業年金は加入者間における相互扶助の仕組みでございまして、本人が拠出した掛金であつても、形としては相互扶助のために行われるという基本でございまして、また、そのような制度であるということも理解した上で本人の同意を要件としているということでございます。

そういったことから、いかなる場合におきましても本人拠出を必ず給付しなければならぬという旨の規制までは行っていないわけでございますが、拠出する以上、やはり個別の企業年金における労使合意のもとで合理的な本人に対する給付が必要でございまして、労使合意によれば本人拠出が必ず支給されるという給付設計も可能でございまして。

○西川きよし君 ありがとうございます。それでは次に、今度は受給者保護の項目から伺ひますが、積立義務の項目についてでございます。

この積立金については、余剰が生じた場合には、財政運営の安定を図る観点から制度内に留保するものと、事業主への返還は行わないというふうなされているわけです。また、積立金が運用

環境等の変化に備えて安全を見込んで設定をする一定の限度を超える場合には、超過額に応じて掛金を減額または停止するものとすると、このような規定になっているわけですが、この中にございまして一定の額というのは非常に重要だと思ひます。この水準によりましては、受給者の保護にも影響を与えかねないのではないかとこのように考えるわけですが、こちらの方も引き続き御答弁を局長、お願いいたします。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘のように、新企業年金におきましては、積立金に剰余が生じた場合は制度内に留保するものとしたしまして、事業主へ返還を行わないということになっております。

そういう仕組みのもとで、大変運用が好調で運用収益がどんどん増していくというような状況のもとで、積立金が確定給付の年金債務に比べて相当程度上回っているという場合になお掛金を積み増す、そしてそれについては税制上の損金算入を認めるということは、これは必要な部分を経費として認めるという税制上の合理性の観点からそのようなところまで適切ではないのではないかとこの観点から、積立金につきましては一定限度を設けて、この限度を超えている場合には超過額に応じて予定されている掛金を減額または停止するというようにしたものでございまして、損金が多量にどんどん押し込んでいくという形ではなくて、一定限度まで認めると。

では、この掛金の減額または停止措置を行うことによって積立基準がかなり低下するなどして、加入者の受給権に影響が出てまた困ります。そのようなことで、この積立上限の水準というのは非常に大切なもので、ここに安全性を見込まなければならぬ。すなわち年金財政の安定性を長期間にわたつて十分に確保できる積立金の水準を上回るようにこれを設定しておかなければならないということでございます。

具体的には、死亡状況や運用利回りに関しまして相当厳しい安全性を織り込んだ基準を設定いた

しまして、合理的に考えられる予想の中で、一言で言えば最も厳しい死亡状況や運用利回りを見通しまして、十分な安全を織り込んで算定した年金債務を基準として積立上限を算定することにしたしております。

○西川きよし君 ありがとうございます。

それは、次に移ります。

次は、財政再計算及び財政検証についてお伺いをしたいと思います。

この財政再計算と財政検証、今回の法案ではそれぞれの企業や基金で行うようにとされておりますけれども、公的年金の五年に一度の財政再計算を見てみると、大変複雑な仮定に複雑な計算式、年金の計算というのは本当に難しく素人にはなかなか理解できません。そんな印象を持ちましたけれども、もちろん国と企業の年金資産は全然その大きさが違うわけです、政府側の説明では簡単な方法を提示しますということでございます。そういうふうにおっしゃっているわけですが、年金資産、そして数理、そしてまた経理、こういうふうに詳しい方というのは企業にそんなにいないわけではないうように思われるけれども、特に中小企業ではそんな専門家を置く余裕といったようなものがあるのかな、そんな気が僕はいたします。

そこで、心配なのは、そんなややこしいことがあるんだと、もううちの会社は企業年金はひよっとしたら無理かなと、そんなケースが出てくるのではないかなというふうにも思ったりいたします。この点については、局長はいかがお考えでしょう。

○政府参考人(辻哲夫君) まず、この財政計算につきましては、中小企業に対する配慮として、簡易な財政再計算等の方法を示すことによって負担の軽減を図るということをまずしているわけでございますが、御指摘のように、年金数理人の関与は必要でございます。

そして、決算等について確認を行う年金数理人は、その企業で雇うわけではなくて委託するとい

う形のものでございまして、今の必要経費の中でそれほど大きな負担になるものではないと、雇用というところでいえば非常に大変でございませうけれども、ましてや、今簡易な財政再計算の方法をとるということを導入しておりますので、この簡易な財政再計算法をとる場合には、この委託に要する費用は大幅に減るものと考えております。そういうふうにする限り配慮をいたしまして、このことが移行の制約にならないように十分配慮してまいりたいと思っております。

○西川きよし君 どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、最後の質問は大臣にお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

今回の確定給付企業年金、そして次にまいります確定拠出年金と、これが一応の企業年金の新しい姿が整うというふうなことになるのではないかなと思うわけですが、しかし支払い保証制度の問題あるいは年金税制等々、さらなる検討が必要な項目も多々たくさん出てまいります。

そうした中で、大臣がこれから将来描いておられます、それにまた将来望ましいと思われる企業年金のあり方を大臣にお伺いをして、最後の質問としたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 御審議をいただいておりますこの企業年金は、いわゆる公的年金の上にくります企業年金でございますが、しかし企業年金といえどもこれは年金でございますから、やはり長期にわたりまして安定をしておりますこと、そしてまた国民から信頼の得られるものであること等の年金としてのやはり要件を満たさなければならぬと思っております。

公的年金は個人の掛金によりますが、この企業年金は主として企業が掛金をしてくるわけでありまして、一部拠出型の場合には個人がする場合がございますけれども、ほとんどの場合にはやはり企業がするわけでございます。そうした違いはございますけれども、今申しました年金としての性格というものはやはり備えていかなければなら

ないというふうに思いますし、そういう目で見ましたときに、これからもまだ検討をしなければならぬ点もたくさんあるというふうに思います。

今御指摘いただきました支払い保証制度でありますとか年金に対する税制でありますとか、こうしたこともこれからなおやはり検討を加えなければならぬ課題の一つではないかというふうな私にも思っております。

先ほど御指摘いただきましたように、公的年金とそして企業年金として形をここに整えさせるわけでございますから、さらに質的向上を目指して今後とも努力をすることをお誓いしたいと存じます。

○西川きよし君 ありがとうございます。

○黒岩秩子君 初めに、年金と直接関係がないんですけれども、大変緊急を要している問題がありますので、そのことに触れさせていただきます。

というのは、六月一日に大阪地裁で判決が出ました在外被爆者への手当支給についての問題です。

いわゆる被爆者援護法には、国籍条項もなく、居住条件もなく、死亡したとき以外の失権規定もありません。にもかかわらず、厚生労働省は局長通達を盾に在外被爆者に法の適用を拒み続けてきました。このことに対して大阪地裁は法を守れと言ったにすぎないと考えております。役所としてのメンツにこだわって控訴するというような恥ずかしいことをどうかしないではいとお願います。

大臣が先ほど昼食の時間もなく、原告である郭さんに会ってくださったそうで、大変うれしく思っております。郭さんの意を酌んで、どうか控訴をしない方向で厚生省の中をまとめていただきますように思っております。

厚生省の言い分についての反論を今皆さんのところにお配りしましたけれども、この問題での議

連としてお配りしたものですので、長くなるので後でお読みいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

そして次、この前の、おとといの六月五日の質問の続きをさせていただきます。

先日、私が年金局長に御質問いたしましたのは、従業員への偽りの情報開示について御質問したのに、局長のお答えというのは専ら役所への情報開示の偽りについてのお答えでした。局長のおっしゃった七十三条あるいは百十八条についてよく勉強してみましたところ、全くお答えにはなっていないということがわかりまして、再度御質問いたします。

従業員への偽りの情報開示については、どのような罪があるのでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) まず、加入者に周知を行わなければならない情報の内容でございますけれども、企業年金に関する業務の概況の内容と申しますのは、掛金納付状況、資産運用状況、財務状況など厚生大臣への業務報告をわかりやすく簡潔にしたもの、まず、そういう厚生大臣との関係ではその業務報告をわかりやすく簡潔にしたものと考えております。

厚生労働大臣に報告した業務報告書は、それと同じものを事業所内において加入者等から請求があった場合には開示することになっておりますが、国あての報告に虚偽があれば処罰の対象となりますが、それと同じものを閲覧に供することから、加入者への開示については特に処罰は必要ないと考えております。

いわば、国に報告するもののエッセンスというものを置くというのを想定いたしております。国に報告を虚偽すればこれは罰するということでございますけれども、それと違うものを加入者について開示するというものにつきましては、そのようなことを想定して処罰する必要はないという考え方で構成しているということでございます。

国への報告と異なる内容のものを開示したらどうなのかというお尋ねかと存じますが、そのよう

な開示をして惑わして実際に損害が生じた場合には損害賠償を認めることとなっておりますけれども、これまでに厚生年金基金において閲覧書類で国に報告したものと違う虚偽のものを備えていたというような事例は聞いておりません。

そのような実態面におきまして、なかなか国に虚偽の報告をするというのは大変なことでございますけれども、国に虚偽の報告をしないでもわざわざそれと違うことを加入者に対してするといったことを想定して罰則を設けるというのは、刑罰による担保措置については必要最低限にすべきだという観点から、現在のところ必要性はないというふうに判断した次第でございます。御理解いただきたいと思ひます。

○黒岩秩子君 実は今まで皆さんのいろいろな御指摘をいただきましたように、今回の年金法の改正というのが従業員、つまり零細中小企業の従業員の皆さんにとつてはかなり大変なものではないかというところを感じております。

今、七十三条の、また附帯決議もつきましてけれども、やはりこれについては罰則規定がない、これはかなり問題だと思ひますので、今後の見直しの中でぜひ見直しの項目に入れていただきたいと思ひます。

次に、無年金障害者の問題、これについてもこれまで多くの皆さんがこのことに取り組まれて今回来ていられると思ひます。そしてけさの新聞にも、七月からこの裁判が始まるという記事が載つておりました。

私、実は新潟の海で事故を起こした無年金障害者の方と友人でございまして、その方から実に長いお手紙をいただきました。このことをいろいろ調べてみました。そして、議事録によりますと、このようないことが書かれておりました。社会保険方式をとる現行の年金制度では、年金給付を行うことは困難であるから、障害者プランを踏まえ適切な検討をということになっておりました。そして、今もそのとおりなのか、そしてこのことについて年金局と障害保健福祉部双方にお伺ひしたいと思ひます。

と思ひます。

○政府参考人(辻哲夫君) 障害者に対する年金につきましては、これまでも二十歳に達する前に障害にかかった方々につきましては障害基礎年金を保障するなど、社会保険の枠組みの中で、社会保険によって年金制度を運用するところの枠組みの中でできる限りの対応をとつてきていたところでございます。任意加入ができるという中で加入していなかったというケース、それから強制加入であったのに未加入、未納だったことにより無年金になった方、こういう方々につきましては、年金制度におきまして給付を行うというところは、保険料の負担において給付を行う、そして保険料というのは、俗に保険事故と呼んでおりますけれども、保険事故が発生する前に皆が保険料を払つて、そしてその後には起きたときに必ず出るといふ大原理で社会保険制度は成り立っておりますので、社会保険制度の根幹にかかわるということから、年金制度からこの対応を行うことはやはり困難であるというふうに考えております。

○政府参考人(今田寛陸君) 障害者施策においてこの無年金障害者の方々への対応をどういう措置が行えるかどうかという指摘であります。障害保健福祉施策につきましましては、従来から障害の内容でありますとかあるいは障害の程度に着目して必要とする福祉サービスあるいは手当を給付することを基本としておりまして、年金制度に加入されていなかったかどうかという点に着目してこの福祉施策を行うというところは大変難しい状況にある、このように考えております。

○黒岩秩子君 九四年の国会におきまして衆参両院の附帯決議において「速やかに検討する」というふうになりました。私は、この附帯決議においてこのようないことが書いてあるということにもかかわらず、七年間もこのままであるというのはまさに立法不作為ではないかと思ひます。このことについて大臣、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 今、局長から、いろいろ局長は局長の立場で難しい答弁がございましたけれども、しかし、検討します、このことを。お約束します。

○黒岩秩子君 力強いお返事いただきまして、ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

この経済大国で単に障害年金というのが、今二級の方でしたら年間八十万、そして大体この無年金障害者というのは十万人いると言われておりまして、年にすると八百億円です。この八百億円という数字が多いか少ないか、そのことはいろいろあると思ひますけれども、私は経済大国と言われるこの日本の中でこの程度のお金が出せなくて、これだけ苦しい思いをさせてさらに裁判までさせているという現状は許しがないと思ひます。

実は、この方々のお手紙にこういうふうにしてあります。「任意加入の道があることも知らされず、加入を勧められることもなく、強制加入後のように免除、猶予制度もありませんでした」。こういう方々に何と答えたいのか、障害福祉部長さんにお伺ひします。

○政府参考人(辻哲夫君) 今御指摘の点は年金制度に関するところでございますので、私どもの方で説明させていただきますと思ひます。

この任意加入制度を設けた趣旨というのは、これは、年金は時代とともに実態に応じて改正というものはなされておりますけれども、任意加入であつた当時というのは、基本的には、学生さんというもののについては一般的に所得がないということとで強制加入にするのはいかにかというところでその当時は考えられて、もし必要と考えられたら任意加入と、むしろそういう形で任意加入というものがとらえられて位置づけられた時代でございました。

そのようない時代のものでそれぞれの方が、お一人お一人さまざまな事情があつたと思ひますが、平たく言えば、保険に入つていなかったの後にから事故が起つたからというの、これは保険制度としてはどうしても根幹に触れることでございまして、このところは、この年金制度でそれについて過去にさかのぼって保険制度を覆すという

ことについては、私どもなかなかつらい説明でございましてけれども、年金制度の根幹に触れるというふうには言わざるを得ないという状況でございします。

○黒岩秩子君 先ほど年金局長がおつしやいましたように、二十歳にならないときに起こした事故については年金を支給している。お役所の得意な公正という点からいいますと、この不平等ということをどのように考えられるのでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 私自身この制度を導入するときに関与いたしました。社会保険制度としての年金制度で可能なところまで挑戦しようと、挑戦という表現は適切かもしれませんが、そういう気持ちで、社会保険とそれから給付の充実のぎりぎりの接点ということで設けたのがこの二十歳前障害に対する障害基礎年金でございます。

その考え方は、二十歳から年金に加入されるという年齢になると、二十歳前には発生しておりますけれども、これは制度から見れば二十歳になつた途端に障害になつたというふうに擬制をいたしました。これは同時に障害になつていくということだからぎりぎり保険制度で説明がつくというところで、いわば二十歳に入ると同時に障害になつたと、こういうような擬制でぎりぎりの体系をとりました。

そういうことで、年金制度としては説明のつくところを手当てしておりますが、明々白々に年金制度の論理というものが否定されますと、これは、積み木のようになつてきているのが社会保険でございまして、年金制度そのものの全体の論理の崩壊につながるということで、そのような形で現在が成り立っているというところでございします。

○黒岩秩子君 そのようなぎりぎりのところで御努力なさつたことについては了解いたしました。しかし、一人の人間が二十歳前に事故を起こせば年金がもらえて二十歳過ぎたらもらえないという、これはどう見ても不都合なわけですから、この点、今までの経過を議事録で読みますと、年金

局と障害福祉部との間でお互いになり合つてきたとしか私には思えません。どうかそういう縦割り行政の弊害をなくしてお互いに歩み寄る中で、どちらでも構いませんけれども、このような不合理な点がなくなるように御努力をお願いしたいと思います。

○副大臣(柳屋敬悟君) 今、黒岩委員からお話をいただきましたけれども、二十歳前から障害があった、そして二十歳後の障害で比較をされましたけれども、今、辻局長がお答えをされましたように、私はこの二つを比較するのは非常に難しい話でありまして、掛けたくても掛けられなかった方々をまずはこの保険制度の保険の理論の中でぎりぎり救つてきたという、ここをぜひ御理解いただいて、その部分と、それから保険の仕組みの中でどうしても救えないという方がいらつしやる、これを比較して何とかならぬかと、こう言われると非常に困るところがありまして、ただ、大臣が検討するところにおつしやつたわけでありまして、これは今まで、最初に委員御紹介いただきました障害者プランの中でということも含めて、我が国の社会保障全体の中でこれはもうずっと言われている問題でありますから、改めて検討させていただこうということでございます。

○委員長(中島眞人君) 他に御発言もないようです。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○小池晃君 私、日本共産党を代表して、確定給付企業年金法案に対して、反対の討論を行います。

日銀の世論調査によると、老後の生活に不安を持つているのは若い世代ほど多く、三十代では八二・四％が年金だけではゆとりがないと答えています。若い世代は年金支給額の切り下げや支給開始年齢の引き上げで将来不安を高めており、受給権保護は、企業年金に対する信頼を確保する上で極めて重要になっています。

九八年に年金審議会は、企業年金が安定的に機能し、高齢期の所得保障の一翼を担うに足る制度となるためには、受給権の保護を中心とした企業年金に関する包括的な基本法の制定が必要であるとの答申を行いました。企業年金に関する包括的な基本法とするなら、アメリカのERISA法で定めているような受給権保護、受託者責任、情報開示、検証体制、そして支払い保証制度、年金のポータビリティ等が必要ですが、本法案はこれらの要件を満たすものとなつていません。

受給権を保護する上で基本となるのは、必要な年金資産を積み立てることですが、前提となる積立金不足の監視と解消のための指導体制が全く不十分です。そして、積み立て不足が生じた場合には、受給権が発生していても労使の合意があれば給付の引き下げができるだけでなく、既に支給している年金まで受給者の三分の二の同意があれば引き下げられることになっており、受給権保護の名に値しないものであります。

実際に二〇〇〇年には百七十七もの厚生年金基金が給付の切り下げを行つています。米国では、企業年金は給与の後払いという考え方が定着しており、年金受給権が既に発生している給付については引き下げは制度上許されないことと比べて、本法案の受給権保護は極めて不十分であると言わざるを得ません。

さらに、我が国では支払い保証制度を持つているのは厚生年金基金だけです。それにしても代行部分に対する保証はなく、保証水準が低いため九割の基金が給付引き下げになるおそれがあります。しかし、本法案ではこうした不十分な支払い保証制度すらありません。企業の責任と負担を回避したものでまさに欠陥法案です。

また、今まで適格退職年金を採用していた中小企業で、積み立て不足が解消できず新企業年金への移行が困難な場合は、確定拠出企業年金などへ移つていかざるを得ません。

このように、本法案は、運用リスクも労働者任せで企業が全く責任を負わない確定拠出企業年金

導入を、税制上の優遇とあわせて促進するものとして提案されていることも見逃せません。

以上の問題点を指摘して、反対討論とします。

○委員長(中島眞人君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

確定給付企業年金法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中島眞人君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、柳田君から発言を求められておりますので、これを許します。柳田君。

○柳田君 私、ただいま可決されました確定給付企業年金法案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、社会民主党・護憲連合、二院クラブ・自由連合及びさきがけ環境会議の各党派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

確定給付企業年金法案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、支払保証制度については、企業年金の加入者及び受給者の受給権保護を図る観点から、モラルハザードの回避などに留意しつつ、引き続き、検討を加えること。

二、企業年金の受給者に対する情報の開示については、事業主、企業年金基金及び厚生年金基金に対し、国会修正の趣旨を踏まえて、実情に即した適切な指導を行うこと。また、企業年金が給付額の減額などの受給者にとって不利益な変更を行う場合には、適切な手続の下に行われるよう必要な措置を講ずること。

三、事業主、資産管理運用機関等の受託者責任については、企業年金の管理・運営に関わる者がその内容を十分理解し、適正に行動する

よう指導すること。そのため、受託者責任の理念が関係者間に周知徹底するよう努めること。

四、適格退職年金については、確定給付企業年金等への移行が円滑に行われるよう、積立基準等につき、適切な経過措置を講ずること。

五、中小企業が実施している適格退職年金については、それらの確定給付企業年金への円滑な移行を促進する観点から、財政再計算について簡易な基準を設定するなど、その事務負担の軽減を図るための特段の配慮を行うこと。

六、厚生年金基金のいわゆる代行部分の返上については、関係法令の周知徹底を図るとともに、その返上が有価証券による現物で行われる場合には、厳正な資産評価に基づいて適正に行い、インサイダー取引等が生じることのないよう厚生年金基金を監督すること。

七、厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の今後の在り方については、法施行後の制度間移行の状況等を踏まえ、必要な検討を行うこと。また、厚生年金基金連合会の財政については、引き続き、その情報の開示を進めるとともに健全化に努めること。

八、確定給付企業年金などの企業年金制度については、公的年金の上乗せ給付としての役割が期待されていることから、その一層の普及促進に努めること。

九、転職に伴う年金原資の移換制度については、企業年金のポータビリティを確保する観点から、引き続き、検討を加えること。

十、年金に対する課税の在り方については、制度間のバランスに留意しつつ、拠出時・運用時・給付時を通じた負担の適正化に向けて検討すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(中島眞人君) ただいま柳田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中島眞人君) 多数と認めます。よって、柳田君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坂口厚生労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。坂口厚生労働大臣。

○国務大臣(坂口力君) ただいまの附帯決議につきましても、その御趣旨を十分尊重いたしましたし、努力をいたします。

ありがとうございます。

○委員長(中島眞人君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中島眞人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十八分散会

平成十三年六月十九日印刷

平成十三年六月二十日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局